

事 業 計 画 書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

瀬谷区地域福祉保健計画及び地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

横浜市下瀬谷地域ケアプラザ（以下、「当地域ケアプラザ」）の担当する地区は瀬谷第二地区と南瀬谷地区で合わせると人口が約30,600人となり、瀬谷区内地域ケアプラザ中最多です。65歳以上の高齢化率は約29%で後期高齢者数も最多となっています。要支援・要介護認定者数は約1,800人で高齢化に比例して増加傾向にあります。

2025年問題に向けて生活支援コーディネーターが配属されたが、横浜市は全国に先駆けて地域活動交流コーディネーターを配置しており、地域包括支援センターと協働して地域の福祉保健活動の推進を担っておりました。地域ケアプラザの指定管理を行うにあたっては前述の5職種連携のもとに地域包括ケアシステムの更なる推進を図り、地域住民同士の支え合いを形にするための事業が求められると認識しています。

また、瀬谷区地域福祉保健計画の基本理念である「みんなでつくる みんなのしあわせ」に基づき高齢者のみならず、子育て世代の支援、青少年健全育成、障害児者支援の視点も持ちながら各種事業を展開し地域との連携も深めてまいります。

今後の取り組みとしては、

- ①ますます進む高齢化に向けて高齢者自身の健康を増進し、元気な高齢者を出来るだけ増やす
- ②要介護状態や認知症、障害があっても、地域で支え合える環境を作り出す
- ③少子化に伴い、子どもの人数は減少していますが、未来を担う子どもたちを地域が協力して子育てしやすい地域をつくり、子育て世代が永く住み続け、さらには子育て世代を呼び込むような地域にする

両地域の最大の資産は、住んでいるみなさんが地域を良くしようという意識が高く、地域のために貢献したいと活動されている方がたくさんいらっしゃることです。地域の力をさらに強くするために私どもも全力でご支援し、福祉の専門職としての関わりを持ってまいります。地域で起きる様々な課題にも行政の施策に加え地域とも協働し乗り越えていけるものと信じています。

(2) 応募理由

当該地域ケアプラザに応募した理由について、記載してください。

私ども社会福祉法人 同塵会（以下、「当法人」）は昭和41年に法人認可を取得し、昭和42年に横浜市で最初の特別養護老人ホーム芙蓉苑を港南区に設立した法人です。

設立以降、高齢・子育て・障害の分野に事業を展開し、横浜市を中心に川崎市、東京都、千葉県にも事業を拡大しており、現在では職員数1,400名を超え、日々地域福祉の発展に取り組んでいます。当法人の運営方針に示す通り『地域密着』の姿勢に基づき地域のお困り事の解決やより良いまちづくりのご支援は私どもの使命と考え、福祉分野を縦割りではなく、地域を面で捉えたトータルコーディネートを基本に住民の皆様の笑顔を追求して、堅実かつ適正な法人運営を務めております。

当地域ケアプラザにおいては平成13年8月に運営委託されて以来、約20年に渡り地域の皆様とともに地域福祉に関わる様々な変化の歴史を歩んで参りました。今期の指定期間においても、瀬谷区行政を初めとして、福祉・医療関係機関や地域における様々な福祉活動団体の皆様と連携し、第3期地域福祉保健計画の推進に向けての役割を担わせていただいている。また、第4期の計画策定においても、今までの運営で経験させていただいた視点をもって地区支援チームの一員として役割を担わせていただくことは、このエリアに一番精通する社会福祉法人の責務であると、強く認識しております。

さらに、当事業所の職員はもとより、異動などにより他の事業所で勤務している職員にも「下瀬谷愛」が根付いており、今まで地域に温かく育てていただいた恩返しをさせていただきたい想いで溢れています。その証として毎年「秋のケアプラザ祭り」では、異動した職員や当法人が運営する他区4地域ケアプラザの職員も積極的に参加し、地域の皆様や様々な福祉団体の発展を願いつつ開催している次第です。

地域福祉の発展を願う当法人としては、これまでの地域住民の皆様との確固たるつながりや様々な困難を共に乗り越え歩んできた歴史のページを志半ばで閉じる訳には参りません。更に申し上げれば、これまで共に歩んでこられた地域の皆様にも申し訳が立たないと考え、これらの背景と経緯を根拠として、応募への強い動機と熱意を抱いた次第です。

(3) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当地区におけるケアプラザの立地としては、両地区ともに南北に伸びておりケアプラザは南端に近い位置にあるため、お住いの地域によっては通いにくいとのご意見をいただいている。この関係性を前提に地域との連携について述べさせていただきます。

両地区ともに自主的な地域活動が盛んに行われています。そのため、地域住民として「活動しやすい場」が通いやすい距離にあり、ある程度固定化しております。小中学校の体育館や地区内の集会所、コミュニティスクールなどが主な場所です。ケアプラザとして座して待っていては関係の構築には繋がらないため、職員各位がそれぞれの活動場所に出向き、活動に参加し顔の見える関係づくりを心掛けています。

・瀬谷第二地区

連合自治会と地区社協の会長が兼任しており、自治会と地区社協による連携が取りやすい。「安心散歩」「人と地球にやさしく」「見守り合いの集い」など他地区には無い独自の視点での地域集会を開くなど「誰もが健康で 安全に安心して 心豊かに暮らせるまち」の実現に向けた取り組みが続けられています。

・南瀬谷地区

自治連合会と地区社協が両輪となり地域福祉に関わっており、地区別の地域福祉保健計画の推進母体として南瀬谷地区地域福祉保健計画推進協議会を立ち上げています。協議体には自治連合会、地区社協をはじめ、委嘱委員の有志、民生委員などが参加し「みんなで育てよう 暮らしやすいまちみなみせや」の実現に向けた取り組みが続けられています。

両地区ともに課題としては同じメンバーが重複して活動する場面が多くみられます。そのため、ケアプラザとしては各会議に参加し、日ごろのお困りごとに耳を傾け、適宜必要な情報提供や支援をし、参加者の負担軽減を図ると同時に、ケアプラザが主催する事業にて新たな担い手の発掘を行い、地域活動に繋がるようにコーディネートしてまいります。

(4) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

瀬谷区行政を初め、担当地区内の関係機関や地域の皆様においては日頃から協力・連携の体制が整っております。また区内各医療機関はもとより、医師会や在宅医療連携室とも密接に関わり合い、より専門的な視点からの地区支援も行っております。

地域においては民生委員児童委員協議会や保健活動推進員などの福祉保健に係る機関が多数あります。地区民生委員児童委員協議会の定例会議には包括支援センター職員が毎回参加し、民生委員の皆様が相談しやすいよう顔の見える関係が構築されております。また保健活動推進員との共催事業を複数開催し、地域内の健康づくりや介護予防を進めております。健康づくりと聞くと、とかく高齢者に意識が向きがちですが、子育て世代への参加についても闊達に協議し趣向を凝らした事業を計画いたします。

区社会福祉協議会のエリア担当職員とは、地区社会福祉協議会の会合やイベント（高齢者福祉大会やバザー）にて協力しながら地域への活動支援を行っています。

福祉保健計画の推進においても策定・振り返りの時期はもとより、日々の活動の中でも役割分担をしながら地域の発展に力を注いでおります。

区内の他ケアプラザとの連携においては担当エリアの垣根を越えて瀬谷区全域の福祉保健の推進に努めています。ケアプラザ内には複数の専門職が在籍しており、その職種ごとに連絡会（部会）があり、いわゆる横の繋がりを持っています。その会議において同じ職種だからこそ理解し合える課題や視点を共有し解決への糸口を見つけることが可能です。この会議には区行政職員や区社会福祉協議会職員も参加しており、指導や助言をいただいております。

常に協働する意識・関係性が築かれているため、時には区内5つのケアプラザが共催し、一つの事業所では成しえない規模の事業を実施する事も可能です。これにより瀬谷区民の皆様の福祉や保健に係る意欲・質の向上に資する活動がより幅広く行えております。

連絡会：地域活動交流コーディネーター連絡会、生活支援コーディネーター連絡会、地域包括支援センター連絡会、主任ケアマネジャー部会、社会福祉士部会、保健師分科会
地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点 所長会

共催事業：音の駅、カローリング交流会、新任ケアマネ研修会、介護予防ケアマネジメント研修
介護医療連携事業、認知症医療連携検討会など

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人理念

同塵会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

2 法人基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援に努力いたします。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる温かな安心感のある同塵会を作る決意です。

3 業務実績

(1) 法人概要

法 人 名 社会福祉法人 同塵会（どうじんかい）
本部所在地 神奈川県横浜市港南区下永谷四丁目 21 番地 10 号
設立年月日 昭和 41 年 3 月設立
代 表 者 理事長 松井 住仁
職 員 数 1,451 名（令和元年 12 月現在）
運 営 施 設 全 22 施設
・特別養護老人ホーム 8 施設、・認知症対応型共同生活介護 1 施設・
地域ケアプラザ 5 施設・認可保育所 8 園

(2) 事業内容

第一種社会福祉事業 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第二種社会福祉事業 ①短期入所介護（ショートステイ）②通所介護（デイサービス）
③訪問介護（ホームヘルプ）④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）⑤居宅介護支援事業所 ⑥身体障害者居宅介護事業
⑦障害者重度訪問介護事業⑧保育所⑨子育て支援事業

指定管理事業 ①地域包括支援センター②地域活動交流事業③生活支援体制整備事業

(3) 補足（その他の業務実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップする事も重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んできました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆様に愛される法人・施設を目指して各種自主事業に傾注してきました。

【受託事業】

- ・24 時間転送電話受付（港南区芙蓉苑）
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・介護ロボット普及推進事業
- ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
- ・ヨコハマシニアボランティアポイント（ヨコハマいきいきポイント）事業 など

※上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに職員会議などで目的や役割りを踏まえながら説明しています。よって、誠意の限りを尽くした事業運営を実施しています。

社会福祉法人 同塵会 沿革

昭和 41 年 3 月	社会福祉法人同塵会 設立
昭和 42 年 5 月	特別養護老人ホーム芙蓉苑開設（入所定員 50 名）※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム（港南区）
昭和 50 年 4 月	芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員 150 名）
昭和 53 年 4 月	和光診療所（芙蓉苑併設）開所
昭和 53 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始
昭和 57 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始
平成元年 1 月	特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員：160 名（寝たきり高齢者 140 名、認知症高齢者 20 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 3 年 3 月	芙蓉苑在宅高齢者配食サービス事業開始
平成 3 年 7 月	芙蓉苑全面増改築工事竣工
平成 8 年 12 月	特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50 名 ショートステイ：10 名
平成 9 年 6 月	いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80 名（寝たきり高齢者 40 名、認知症高齢者 40 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 9 年 9 月	いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始
平成 9 年 10 月	芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始
平成 10 年 9 月	横浜市下永谷地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 10 年 10 月	芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）事業開始 いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）／高齢者配食サービス事業開始 横浜市下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始
平成 11 年 7 月	横浜市下永谷地域ケアプラザホリディサービス事業開始
平成 11 年 9 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリディサービス事業開始
平成 11 年 12 月	介護保険制度施行に伴い、苑芙蓉・いずみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成 12 年 1 月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける
平成 12 年 4 月	芙蓉苑、いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者等ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成 12 年 10 月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成 13 年 8 月	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成 13 年 9 月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成 14 年 1 月	芙蓉苑建て替え事業計画着工～平成 15 年 3 月 芙蓉苑一期工事竣工
平成 16 年 4 月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成 16 年 11 月	赤い屋根保育園開園（港南区）
平成 17 年 3 月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）
平成 17 年 12 月	特別養護老人ホームサンバレー開所（港南区）（入所：100 名 ショート：30 名）
平成 19 年 5 月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区）（入所：120 名 ショート：10 名）
平成 21 年 4 月	チエリーガーデン保育園開園（港南区）
平成 24 年 4 月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区）（入所：90 名 ショート：10 名）
平成 24 年 8 月	ケートワターローズ保育園開園（川崎市幸区）
平成 25 年 4 月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区） 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成 27 年 10 月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区）（入所：110 名 ショート：30 名）
平成 28 年 4 月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎区川崎区）（入所：120 人 ショート：20 人） 境町パインアップル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 30 年 4 月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
平成 31 年 5 月	特別養護老人ホーム日野サザンポート開所（港南区）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人は現在 22 施設を経営しており、大規模な社会福祉法人であると考えます。

各自治体より当法人の財務状況の健全性・安定性はもちろんのこと、経営方針に対する信任の証明であると同時に、当法人へ寄せられる期待でもあると認識しています。

当法人では、上記の期待に応えるべく、財務状況には常に留意し、必要に応じ補正予算を作成しています。施設建設のため多額の借入金がありますが、開設後には返済するとともに新たな繰越金が発生しております。新たな施設経営と経営努力により発生した繰越金により、法人はより一層の安定基盤を築くことができ、さらなる社会貢献へと寄与してきました。

また、法人の運営状況をホームページ上に公表しており、透明性のある法人でありたいと考えます。

施設の規模により収支に差はありますが、複数施設の経営を行うことにより、互いに支え合い、時には競い合う中で、多数の意見を聞くことにより改善を実施するなど、常に安定した経営ができる収益基盤の確保に努めています。また繰越金により新たな施設の建設・経営を進める中で、地域の雇用促進や職員賃金への反映を行うことで社会福祉の貢献を拡げ、安定した運営が継続していくことを常に念頭に置き、日々業務に取り組んでいます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策、職員の継続的な配置等の計画について、その考え方を記載してください。

1 所長（予定者）

地域ケアプラザは、地域福祉の中軸を担う重要な役割を持ち、所長に就く人物は、「豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められます。

重要なスキルとして『コミュニケーション・マネジメント・危機管理』を認識しており、特に子どもから高齢者といった幅広い世代からの御意見や御要望などに耳を傾ける姿勢や、相手の立場に立った対応が行なえるコミュニケーション能力を持っている事が重要と考えます。

これらを踏まえて、既存5地域ケアプラザ所長経験者もしくは、専門職として地域福祉に携わった経験を基に公設民営にて設置される意義を十分に理解し、多彩で良質なサービスを提供できる人物を所長として配置します。

2 職員の確保、配置

近年、福祉業界の人材不足問題が再浮上してきました。本事業計画においては原則として、当法人が運営する既存施設にて勤務する有資格者の配属が主戦力となりますが、将来的には当地域ケアプラザにおいても新規・中途採用職員の採用が見込まれることから、人材確保の基本的な手段について述べます。

(1) 新卒（中途）採用

新規採用職員の取組として、当法人では首都圏に点在する専門職養成校（大学や専門学校・高等学校）との長年に渡る信頼関係により安定的に新卒者の紹介を受けています。

また、福島・宮城・岩手の東北からの新規採用ラインも堅持しており、これらを最大限活かしつつ毎年20名以上もの優秀な人材を採用しています。

(2) 一般採用

公益性の高い社会福祉法人においては、多種多様な雇用機会創出の効果を期待されていることも認識し、その目的を十分に理解した上で採用を実施します。また、専門職以外のスタッフについても、女性の社会進出や雇用促進による地域の活性化に寄与できるよう、未経験の転職者や地域住民を積極的に採用し、子育て世代やシルバー世代など個々の事情に配慮した柔軟な就業形態を実現します。また、障害者雇用にも積極的に取り組み法定雇用率の2.2%を超えた配置を実現しています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人の職員は、「利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」人材育成を基本としています。

一般的に利用者に喜んでいただくためには、高い知識・技術を持った専門家の育成が優先されがちですが、サービス提供の現場で感じる利用者の求めは、表面的な“テクニック”ではなく、その奥深くにある『こころ』であると教えられました。

当法人は、専門家としてのスキルと地域ケアプラザスタッフとしてのこころを双方兼ね備えたスタッフ育成をコンセプトとしています。

よって、『福祉は人なり』とのポリシーに基づき、職員が誇りを持って意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりをもった人材の育成こそが、ご利用者への質の高いサービスの提供、地域の皆様の満足度向上を実現するものと確信します。

その実現のため、法人全体として研修や資格取得支援の実施、外部への研修の他、各専門職で行われる法人内部署別勉強会や事業所間交流研修を実施し、職員個々が掲げる目標に向けて主体的に取り組めるシステムを確立しています。

またこれらの研修をすすめていく上で、学びたい気持ちが継続するように、職員1人ひとりをバックアップするため、所長をはじめとした役職者による面談体制を整えていることも特徴の一つです。今後についても熱意を持った人材育成と研修に取り組んでいきます。以下、ケアプラザに特化した研修システムについて表記します。

同塵会 ケアプラザ部門 応用研修プログラム			
研修項目	内 容	対象者	開催頻度
専門性を深める・広げる			
法人内部署別勉強会	○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上 ○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換	法人事業所 対象職種職員	部署毎 2回／年
職種別 事業所間交換研修	○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る ○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）	法人事業所 対象職種職員	職種毎 1回／年
試験対策勉強会	○福祉に携わる上で必要となる資格取得	希望者	随時
各種認定資格の案内 ／勉強会	○発想力・提案力の拡充 ○職種別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポーツアクティビティー等、趣味活動講座の受講支援	希望者	随時
地域ケアプラザ内情報共有のための研修			
プラザ内連携勉強会 (ケース会議)	○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心とした具体的な支援方法や情報共有	全職員（プラザ内）	月1回
市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用			
外部研修	○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。 ○「地域包括支援センター職員課題別研修」等を活用	外部研修指定 対象者	随時

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民の共有財産である地域ケアプラザについては指定管理者の責務として、ご利用される方が快適かつ安全にご利用いただくことはもちろん、施設及び設備については日常の管理・点検を確実に実施し、不具合を早期発見し、速やかに区へ報告・協議の上、必要な対策を講じます。

- ・適切な入札を厳守した上で、実績を有する専門業者を選定、施設管理者立ち会いのもと定期的な保守点検を実施します。
- ・業者の点検結果を基に修繕が必要な場合は、優先順位を決めて適切に修繕します。
- ・いつまでも綺麗で気持ちよく利用していただける施設を維持するために、独自に清掃担当者を設置し、専門業者の保守点検に頼らず日常的な目視点検と清掃を行なうことで長寿命化を目指します。
- ・法人本部に在籍する設備危機管理のエキスパートである担当職員が、定期的な巡回は勿論の事、緊急時に対応できる体制を整えています。
- ・急なトラブルの際に職員がチェックする箇所、連絡体制など円滑に対応できるよう専門業者による研修開催やマニュアルの整備により、ご利用者の皆様が安心して安全に利用できる施設管理に努めます。
- ・ご利用いただく全ての皆様へ施設及び設備を大切に使用していただけるように啓発に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

回避困難で突発的な事故・急病等の緊急時については、迅速かつ的確な対応を行います。

これらの取組を主管するため法人本部に危機管理対策室を設置しており、事務所・部署・担当間の連携を強化し、対象者に寄り添いながら事案処理する独自のシステムを確立しています。

地域ケアプラザは、新生児から高齢者まで幅広い年代の方々や、障害児者の方々など広くご利用いただぐ施設であることから、事故が起きやすい施設であることを常に意識していきます。

事故には予測可能なものと予測不可能なものがありますが、予測可能な事故においては未然防止策を講じて全力で回避することが重要です。事故の起こりにくい環境の整備に尽力します。

1 事故（緊急事態）発生時の対応

福祉サービスの現場には高度な安全配慮義務が課せられており、極力事故を回避しなければなりませんが、予測不可能な事故や予測できても回避不可能な事故が発生することを認識して、事故による被害を最小限に止める対応能力が求められます。

当法人では、危機管理マニュアルを整備し、不測の事態に備え対応手順や連絡体制を明確化し、全職員へ周知及び定期的な研修により有事に備えています。

また、職種に関わらず福祉に携わる職員として、入職時に普通救命講習及び当法人の緊急時対応研修を受講し知識と技能の習得を目指します。

貸館を利用される皆様には利用中の事故や怪我、急病などがあった際は、すぐさまケアプラザ職員に報告していただくようお伝えし、応急・緊急対応に遅れがないよう努めます。また、可能な限り定期的に参加メンバーの緊急連絡先を確認し合うようにアナウンスし緊急時に親族へ連絡が取れる体制の確保を勧めます。

2 防犯の対応

夜間のセキュリティに関しては、専門業者に委託。防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入等の発生を機器により感知し、不法侵入等の感知があった場合には施設管理会社への連絡体制の他、15分以内に駆けつけられるスタッフの連絡先についても警備会社に告知しており、不測の事態にも対応できる体制を整えています。

さらに夜間帯には地域の駐在所に見回りを依頼しており、制服警官がパトロールを実施することで防犯上の抑止力としても効果があり、ケアプラザの夜間の防犯対策に協力いただいています。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

日頃より、ケアプラザ全職員が、いっとき避難場所・地域防災拠点・広域避難場所を確認・把握するとともに、横浜市職員が自ら収集する横浜市内「震度5強」以上の災害時には、当地域ケアプラザのスタッフも身の安全を確保しながら自ら収集する体制をとっています。

当地域ケアプラザは、区との間に締結された「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」に基づく福祉避難所となるため、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成しており、災害時には地域防災拠点からの要援護者とその介護者を受け入れます。また、引き続き、適切な応急備蓄の整備・保管管理を行います。「福祉避難所の協力に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」等に定めのない事項（例：災害発生時に住民がプラザに自主避難してきた場合の対応等）についても、区災害対策本部（区役所）と連携を図り、人命の保護を最優先に、被災者の援助活動等に全面的に協力します。

平成30年に区内の福祉避難所の中でも先駆けて避難所開設訓練を実施し、マニュアル確認の他、開設準備を訓練の中に取り入れることで、より実践的な対応方法について全職員の認識を深めています。あえて冬季の夕刻に停電を想定して訓練を実施し、その際に体感した経験から施設内の非常照明器具を計画的に補充するなど訓練から得たものを効果的に活用しています。以降定期例として年に1回の訓練を実施しています。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

年2回実施する防災訓練では、職員全員が参加しケアプラザ全体で訓練を実施しており、管理者不在の場合であっても責任ある行動がとれるよう指示系統を確立しています。また、下瀬谷消防出張所の協力を得て、避難誘導訓練や初期消火訓練、AED研修等を計画・実施しています。

さらに、地域内の防災拠点会議や訓練に参加して地域の防災に係る意識を共有し、有事の対応に備え、地域の防災担当者とも顔の見える関係を構築しています。

大きな地震や台風、積雪時には介護予防支援・居宅介護支援・通所介護事業所で関わりのある方への安否確認を行っています。特に独居の方へは状況に応じて訪問し、食事の手配や介護サービスの臨時利用など安心に暮らすためのサポートを心掛けています。また、境川周辺住民に対しては水害の危険性もあり、適宜正確な情報の取得に努め必要な支援を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは、公設民営で指定管理制度により運営される極めて公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性が担保されなければなりません。

公的施設であるが故に、市民・団体の皆様が利便性や用途の柔軟性を求められる事は必然ではあります、公正・中立な管理が崩れることはご利用者の不利益になるとの理解を促していきます。また、介護保険業界においても民間事業者が公的施設に対して厳しい視線を向けていることも忘れずに取り組んでいます。

1 市民、団体を対象とした中立性の確保

横浜市指定の『登録予約制』をベースとして、中でも反社会勢力対策や営利、政治、宗教等を目的とした使用禁止となるものについては、区と連携し厳守します。使用禁止となる可能性のある事例については、すみやかに区へ報告・相談し、トラブルが生じないように対応していきます。

2 自法人を律する公正中立の確保

既存の5つの地域ケアプラザの運営を通じて、設備や備品の管理を初め、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所におけるマネジメント等については特に注意が必要であると体感しております。いつ、誰から指摘を受けても透明性を持って説明をし、納得を得られる公正・中立な運営が指定管理事業受諾法人の義務であり、自らを律する姿勢で管理・運営にあたります。

3 介護保険サービス事業者に対する公正中立の確保

当法人は近年、社会的問題としてクローズアップされている一部事業所による囲い込みに準ずる行為が利用者本位に反すると認識しており、公益性の高い社会福祉法人としてより公正・中立な立場であることを徹底してきました。

居宅介護支援事業所による利用者選択の同意書は、横浜市からの指定様式を使用しておりますが、地域包括支援センターにおける介護予防事業でも「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」を法人にて作成し、利用者や相談者が利用するサービス事業所の選択や居宅介護支援事業所への紹介が、公正・中立を基本に利用者自らが選ばれたことが証明できるよう、細かな記録や確認書を作成しています。

なお、区内の指定居宅介護支援事業所一覧や、ハートページ活用は当然の事ながら、相談のニーズや勘案される必要なサービスに充分に対応するため、各事業所の特性や長所等を把握する必要があります。そのため日頃から各事業所との連携を密にしています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

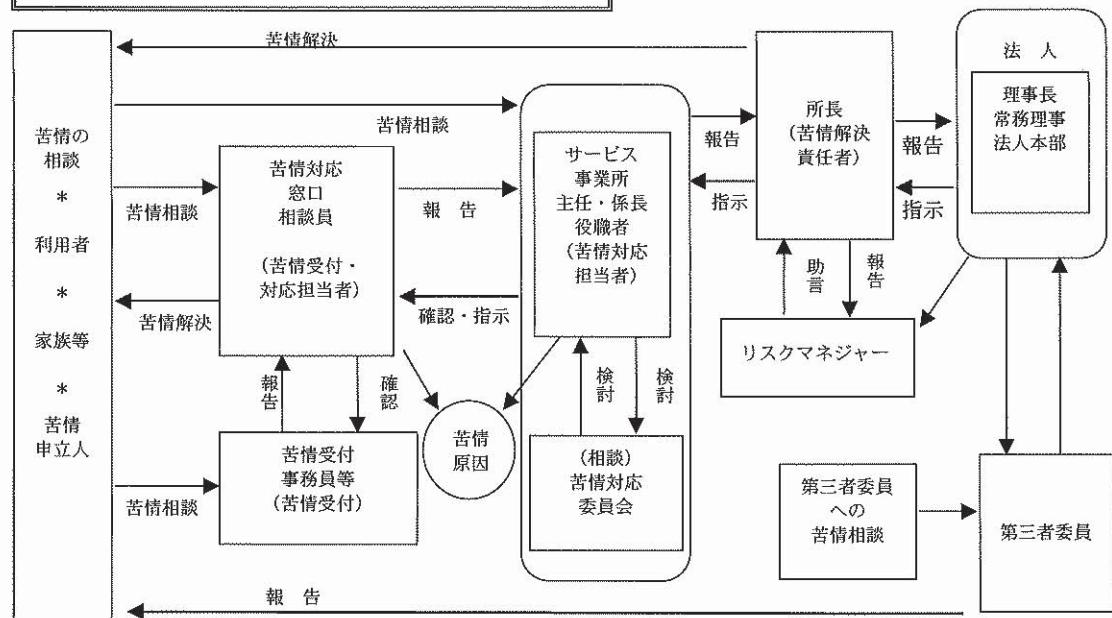
当法人は、長きにわたる地域ケアプラザ等の事業運営を通じて築いてきた地域住民・行政機関との関係性を基礎とし、地域が抱える潜在的な課題をきめ細やかに把握することに努めてきました。

当地域ケアプラザにおいても、横浜市の指定管理者という公的責任を負うことは勿論、頼られる社会福祉法人として意見・要望を真摯に受け止める姿勢を持ち続けていきます。

具体的な方法として、利用者アンケートや意見箱の設置の他、地域行事や会合などにおいて何気なく話された内容も「地域よりのご意見・ご要望ノート」に記載した上、会議などにおいて把握されたニーズや要望を分析し、計画的に適切に対処できるよう地域ケアプラザの各事業において誠意を持って取り組みます。

苦情に関しては、より迅速な対応が求められることから、当法人では各職責に応じた役割や解決までのプロセスを明確化し、実践的な苦情処理システムフローを構築してきました。苦情解決責任者が、真摯に対応する事でスムーズな苦情解決を実現します。

※ 円滑且つ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取り組みについて、具体的に記載してください。

1 個人情報保護について

当法人は、22事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は膨大で、個人情報取り扱い事業者として重大な責任を担っています。

具体的な方法として、個人情報保護に関する研修の実施や、マニュアルの定期的な見直し、パソコンなどにおいては、パスワード管理や施錠された場所に保管など、平素より適正な個人情報の取り扱いに努めています。また「ヒヤリハット」を作成し、当地域ケアプラザの事例だけでなく、法人内及び横浜市内のケアプラザで発生した事故に関しても自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しています。

2 情報公開への仕組み

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令の遵守は勿論、区民へ積極的に情報を公開し、本事業に付随する計画、施設の経営・運営状況を、法人が定める「情報公開規程」に基づき積極的に情報公開します。

具体的な方法として、運営状況・事業計画・事業報告・第三者評価の実施結果などは、常時閲覧できる場所に設置しています。

3 人権尊重への取組

横浜市は「横浜市人権施策基本指針」を制定し、様々な差別や人権問題に対し行政・市民が一体となって誰もが自らの権利を侵害されることなく住みやすい街づくりに尽力されていると理解しています。

よって、人権尊重に向けた啓発や活動は男女共同参画や外国人市民などの多岐にかかるる問題が存在しますが、地域ケアプラザとして特に力を入れたいと考える「子ども・障害者、高齢者」に関する研修は内部外部を問わず毎年実施しており、今後についても継続した取組みを実施します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

指定管理下で運営される当地域ケアプラザにおいては、行政施策の趣旨に基づいた活動を更に推進する役割を担っていると認識しております。特に限りある資源を有効に活用して「3R」をより浸透させる取組は率先して実施すべきであると考えます。

また、当地域ケアプラザの運営によって、さらに街が活性化するよう、中小企業振興基本条例の主旨に基づき市内経済の発展による市民生活の向上に寄与する所存です。

1 「3R」活動の推進

「ヨコハマ3R夢プラン」の更なる推進を図るため、法人内に在籍する廃棄物管理者の経験者からの助言などで、地域の模範となる取組を実践することはもちろんのこと、地域住民も巻き込んで『楽しく、気軽に、便利』をキーワードに以下のような3R活動に取り組んでいきます。

(1) リデュース（発生抑制）

- ・ペーパーレス会議の実施
- ・「My箸・Myカップ」の推奨

(2) リユース（再利用）

- ・コピー用紙の裏面使用
- ・地域ケアプラザ祭での不要品のフリーマーケット開催

(3) リサイクル（再生）

- ・分別回収の説明（担当ケアマネジャーなどによる高齢者世帯への説明）
- ・資源ごみの徹底化によりゴミの減少。
- ・環境ラベリング商品の購入

2 中小企業優先発注

当地域ケアプラザが行なう工事の発注、物品・役務の調達等にあたっての市内中小企業の受注機会の増大を図ります。当地域ケアプラザの担当エリアにある幹線道路の周辺にはたくさんの店舗があります。これらの店舗において当地域ケアプラザで開催される会合やイベントで使用する商品を購入することで、店舗の周知に繋がっています。よって、日頃から地域における店舗などの特徴や取扱品にも関心を高めることで、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与していきます。

3 男女共同参画推進

当地域ケアプラザが担う地域活動支援やボランティア活動支援などでは、男女が共に主体的に参加できるように関係を構築します。それにより地域コミュニティーを強化し地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境を実現します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当法人は、地域ケアプラザの施設利用諸室の稼働率や館内に立ち入られた地域住民の人数が地域ケアプラザの存在意義を図る指標であると捉えています。故に施設の利用率向上の第一段階としてケアプラザの存在や役割を幅広い世帯に知って頂くことが重要であると考え、地域の皆様が気軽に立ち寄れる開かれた施設を目指して、「ここにケアプラザがあって良かった」と思っていただけるよう積極的にアピールしていきます。

稼働率の代表的なバロメータとなる地域交流事業の施設利用については、利用率 100%を目指します。当事業所においては常に約 80% の利用率実績のある多目的ホールがあります。また、以前は低迷していた夜間帯の利用も増し、更なる向上を目指して参ります。近隣の皆様のニーズを踏まえたサークルや趣味活動による福祉保健支援団体を誘致し、利用促進を実現させます。

〈利用率促進に向けた具体的手法〉

① 全事業共通

地域ケアプラザの存在を広くご理解いただくために積極的に広報活動に努め、各部署の連携及び当法人が運営している近隣の特別養護老人ホームいづみ芙蓉苑の在宅サービスとも連携し、地域全体隅々に行き渡る P R を展開致します。

- ・広報紙の定期発行
- ・各福祉保健団体の会合への参加
- ・地域活動への参加

② 利用率向上を支える信頼関係の構築

福祉・保健に関する相談は、身近な場所で気軽に相談できる関係でいられるよう、日頃から地域に開かれた利用の周知を図って参ります。

寄せられた相談に関しては誠意を持って取組み、地域の皆様から信頼されるワンストップサービスの総合窓口を実施することで『困ったら下瀬谷地域ケアプラザに相談すれば大丈夫』と言われる雰囲気作りを目指します。

- ・職員接客、マナー研修
- ・高齢、子ども、障害に関する福祉制度勉強会の定期開催

③ 利用率向上を支える環境整備

部屋の広さや活動内容に応じて、効率的に多くの団体が気持ちよく利用していただけるよう調整して参ります。

- ・施設内に部屋ごとの予約確認ボードを設置
- ・施設外に部屋の空き情報を積極的に発信（ホームページ等）
- ・使用人数・活動内容に応じた予約調整の実施
- ・美化スタッフ・ボランティアによるガーデニング

④ 幅広い施設の活用展開

施設の用途を限定化せず、多角的に利便性を追求して利用される方の目線に立った柔軟な活用を心がけます。

- ・地域福祉団体や関係機関のイベントを共同にて開催
- ・廊下の壁（「下瀬谷ギャラリー」）を使用して、作品展示場所として提供
- ・障害者地域作業所などの作品販売コーナーを誘致
- ・幼稚園・保育園・小学校の作品展など

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取り組みについての考え方、提供手法について記載してください。

現代社会において、情報の収集、管理、提供は人々が最も関心を寄せる事柄であり、地域ケアプラザのキーコンセプトである『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり』を実現するには、そのために役立つ正確性の高い、タイムリーな情報提供が必須であると考えます。

地域の皆様の中で、特に高齢者・子ども・障がい者等の支援が必要な方々が地域で安心してその方らしい生活を継続していくよう、地域福祉団体等の協力者とのネットワークを構築するとともに相談者等の対象者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度に繋げるなどの支援を実施します。

(1) 地域ケアプラザが相談・情報提供源であることの周知

高齢者・子ども・障害児者等の支援が必要な方は、様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談して良い分からない方も多くいらっしゃいます。これらの方々に私達が、課題解決をコーディネートする一番身近な相談窓口であることを広くご案内します。具体的には、広報誌等による周知のほか、老人会や育児サロン等の地域の様々な集まりに積極的に出向き、インフォーマルサービスを含め、きめ細やかな相談ができる事を周知します。

(2) 当地域ケアプラザでしかできない相談・情報提供の実施

サービス提供事業者はもちろん、当地域ケアプラザでしか把握できない地域のインフォーマルサービスを含めた情報提供を、相談に来られた方の視点に立って積極的に行います。

そのために当地域ケアプラザの全職員は、縦割りの窓口ではなく、職員相互に連携して情報を整理共有し、適宜適切な提供が可能な体制を整備します。具体的な情報提供手法の一例を記載致します。

- ・区役所や関係機関との連携を十分に図り、対象者へ適宜適切で分かりやすい鮮度の高い最新の情報を提供いたします。
- ・当地域ケアプラザで実施する事業（地域包括支援センター・地域交流等）に関する情報を地域に広く発信します。
- ・地域で行われている活動に職員が積極的に参加し、状況を把握して、スムーズにインフォーマルサービスに繋げていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間（5職種）や関連施設との情報共有及び話し合う場、円滑かつ効果的な運営に対する考え方を記載してください。

当地域ケアプラザのスタッフは、自身の部署や業務内容を超越して地域の皆様に福祉従事者としていかに貢献できるかが本分と考えます。今までの地域ケアプラザ現場業務から部署間の連携を図り、情報を共有することが円滑な課題解決に取り組む最良の手段であることを学びました。よって、継続して職種間連携に力を入れて取り組んでまいります。

1 各部署の情報共有

毎日の朝礼時に各員の予定を確認し、前日に参加した会合の報告など情報共有の時間を設けています。また、各種会議の他、所内ネットワークによる共有フォルダを活用し、最新の地域情報を生活かつ効率よく把握できており、担当者不在時においても、全スタッフ誰もが地域の皆様の担当者であるとの共通認識で円滑に対応しています。

〈共有フォルダ内の具体例〉

- ・各種会議資料や議事録
- ・当日施設利用者情報
- ・近隣地域のイベント情報
- ・各部署の日誌など

2 職種間連携の推進

各事業担当（5職種）においては、適切な地域アセスメントに則りそれぞれの視点から専門職として求められる事業を展開しております。当地域ケアプラザでは職員会議という5職種以外にも介護保険事業である介護支援事業所と通所介護事業所の職員も参加する会議があり、その中で現在予定している事業やこれから進めていきたい方向性などについて多角的な意見を徴収し、共有することで専門外の分野であっても気づき、気づかせられる関係が構築されています。

〈情報共有のために開催されている会議〉

- ・職員会議
- ・定例ケア会議など

3 関連施設との連携

エリア内にはコミュニティスクールが2ヶ所あり、お互いにチラシの配架や施設利用者への活動周知を行い円滑な連携が取れています。各自の自主事業にも招待し合い相互理解と情報共有に努めています。

瀬谷スポーツセンターには健康意識の高い方が多く通っており、介護予防事業や地域活動の参加募集へも期待できます。毎年恒例となった音の駅イベントの共催や当地域ケアプラザの自主事業への講師派遣など協力をいただいています。

工 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

各関係団体が開催する協議会や連絡会などの会議に出席し、各団体が抱える課題や情報を共有します。そのうえでケアプラザの視点でのアドバイスや事業所間を結ぶコーディネートを行い課題解決に向けた協力を行います。定例的に会議へ出席することで話しやすい環境を作りネットワークを構築します。

具体例

- ・子育て支援ネットワーク会議

ケアプラザ担当エリアごとに行っている子育て支援者のネットワーク会議。区役所、にこてらす、地域の子育て支援団体、幼稚園、保育園関係者で開催。

子育てをしている方の生の声を身近で聞いている支援者の皆様からの情報を共有し地域課題の抽出や課題解決に向けた支援方針について話し合いがもたれています。

- ・せやまんまるねっと（瀬谷区障害者自立支援協議会）

瀬谷区内の障害者支援に係る事業所や支援組織などが集まる会議。児童部会、啓発部会、日中活動部会、防災部会などに分かれており、それぞれが支え合いのまちづくりを進めるためのネットワーク構築を行っています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

瀬谷区運営方針である「幸せが実感できる瀬谷づくり」のもと、さまざまな施策が実行されています。当地域ケアプラザでも積極的に関わらせていただきます。

2019年は瀬谷区政50周年という大きな節目の年でもあり、地域と行政が一体となって多くの事業が開催されました。当地域ケアプラザにおいても2018年度はプレ事業を多数開催し祝賀ムードを高める一助を担いました。また、区政50周年記念事業実行委員会にも出席し各種事業へ協力し、記念式典当日には区内5ケアプラザ共催でブースを出店しました。

その他にも瀬谷区が取り組む事業へは積極的に参加をさせていただく所存であります。その証として福祉避難所開設訓練の開催や地域支援ネットワーク構築事業など他に先駆けて協働させていただいております。

具体例

・地域支援ネットワーク構築支援事業

生活困窮者自立支援制度の目標の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の実現に向けた取り組み。

当地域ケアプラザでは、ひきこもり当事者の居場所「ゆるり会」の活動支援を通じた、ひきこもり当事者との農福連携社会参加事業として展開。地域の高齢者との多世代間交流も視野に入れ収穫体験とアウトドアクッキングを兼ねたランチ会や区内の放課後等デイサービス事業所と協働して農地管理を行いました。また、今後はエリア内の小学校と連携し、学校内の花壇の管理についても児童・地域住民との連携を図りつつ行う予定です。

・せや八福札

2018年度の地域ケア会議にて認知症の見守りの必要性を把握し、他区で取り組んでいた見守りキー・ホルダーを当地域ケアプラザ独自に行うべく連合自治会や関係機関と計画を立てておりましたところ、偶然にも区行政において全域で実施していただけことになったため、事前の準備会にも積極的に参加させていただき、実施後においても定例の連絡会への参加協力を続けています。

また、登録についても地域の会合の場に出向き、出張形式で開催するなどし、普及にも尽力しております。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

瀬谷区地域福祉保健計画の全域計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

瀬谷区地域福祉保健計画は第3期の振り返り時期となります。当法人が事業展開するうえにおいても横浜市地域福祉保健計画と同等に注目してきた貴重な施策であると認識しております。

地域福祉保健計画の基本理念である「みんなでつくる みんなのしあわせ」は当法人の運営理念である「ご利用者に誠意の限りを尽くします」の対象であると自負しております。

各地区の計画の進捗状況を踏まえて地区支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援を提案して参ります。また、地域活動交流や生活支援のコーディネーターが中心となり地区支援チーム会議に出席し、情報提供やチームメンバーとの共有に努めます。

また、次期ケアプラザの指定期間と同じくして第4期地域福祉保健計画が始まります。策定や推進に向けての事務局としての関りも継続し、ケアプラザの視点から提案できる事項をお伝えし、地域づくりに寄与して参ります。

シンポジウムの開催に際しても全面的に協力し、広く地域の皆様に地域福祉保健計画を知っていただき、一人でも多くの協力者を募れるように周知をして参ります。

当地域ケアプラザに関わる職員にも地域福祉保健計画の理解を深め、所長・地域活動コーディネーター・生活支援コーディネーターはもちろんのこと、地域包括支援センターや介護支援専門員、通所介護事業所職員においても一人ひとりが計画推進を担う一員であることを認識し、日々の活動に向きあってまいります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取り組みについて、具体的に記載してください。

自主企画事業のキーコンセプトは、地域住民の皆さまが生み出された「誰もが安全に、安心して、心豊かに暮らせるまち」や「みんなで育てよう暮らしやすいまち みなみせや」をコンセプトとし、その思想が実現されるよう、地区支援チームの一員としてふさわしい自主事業計画の展開となるように努めて参ります。

また、地域ケアプラザが行う自主企画事業の対象者は、高齢者が中心となりがちですが、こども分野と障害者分野のニーズに応えることも重要と考えています。

つきましては、当地域ケアプラザにおいても、こどもや青少年が健やかに成長し、さらには障害のある方もノーマライゼーション社会の中で安心して生活が営めるような企画を推し進めます。

本事業における自主企画事業の在り方として、地区別地域福祉保健計画を自主企画立案基軸とした上で、単に地域ケアプラザのみの自主企画事業に収まらず、地域や住民が主役の事業へと発展させたいと考えております。

従って身近な拠点で活き活きと健やかに生活できる地域社会の実現に繋がるよう「子どもからお年寄りまで誰もが地域を支えあい、この街に住んで良かった」と感じていただける自主企画事業を当地域ケアプラザが責任を持って地域の皆様へ支援・提供してまいります。

そのような地域の皆様に好評を得る自主企画事業を実践するためには、地域の実情や課題を十分に把握し、目的意識を明確にした上で立案する必要があると考え、そのためには継続した活動こそが自主企画事業を有意義にさせる秘訣であると認識しております。私たちは、平成13年度よりこの地域の実情把握に努めてきたことから、今までの経験と関係性を糧として、地域ニーズに応じた自主企画事業を展開致します。

【平成31年度の活動事例】

・高齢者支援

横浜市全体でも盛んとなっている歌声喫茶「うたごえ広場」を主として歌に関する事業が盛んになっています。待機者が多いことから類似した事業も展開し、仲間作りや閉じこもりとして毎回満員御礼の人気事業となっております。

定年期以降の男性向けの「男の料理教室」を通じ健康促進及び仲間作りを行っております。

・こども支援

「親と子のフリー広場」では親と子・同世代の子を持った親同士・子ども同士が気軽に交流できる場として開催しています。育児の悩みや情報交換ができる場としての役割や、地域でお母さんが孤立しないような役割など、場の提供だけにとどまらず、広く子育て支援を行っております。

また、「ちびっこ集まれプラレール」では、お父さんの活躍ができる子育て場を着目して定期開催しております。

- ・障害者支援

脳梗塞後の中途障がいの方を対象に、「四ツ木会」として、リハビリ体操 ゲームなどで親交を深め、参加者の希望を伺いながら情報交換や交流を深めました。NPO 法人中途障害者地域活動センターワンステップ瀬谷とも連携を取り、参加者の支援に繋げています。

昨年末には四ツ木会最大の催事として、区内ケアプラザ共催事業の「音の駅」にトーンチャイムの演奏で「参加」・「お披露目」を致しました。参加者の皆様から自ら外に出ていろんな人に自分たちのことを知ってもらいたいとの熱い気持ちが形になったものです。この参加を通じて『人前で何かをする事で自信が付いた。次は何をしようか』など前向きなご意見をたくさんいただいています。

- ・県立横浜ひなたやま支援学校への学習支援として、生徒の作ったパン販売の場の提供や洗濯などの実習・就労支援の場を提供しました。

- ・全般支援

「カフェアロハ」は、子どもから高齢者まで、認知症や障害の有無に関わらず、多様な地域住民の集いの場を提供。高齢者や子育て中の母親たちの身近な相談窓口として、気軽にケアプラザに立ち寄っていただく機会づくりを目指すために、部署に関わらずケアプラザのスタッフ全体で関わり、定期的に実施致しました。

自主企画事業のアンケート及び子育てやサロン等に参加することでニーズを把握し、必要と思われる事業を今後も検討していきます

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取り組みを記載してください。

福祉保健団体の皆様に地域交流事業における施設利用を有効的かつ効率的にご利用いただくことは、地域の福祉保健活動が活発となることにつながると認識しており、公的な施設である地域ケアプラザは、積極的に利用促進に向けた取り組みを行うことが責務であると考えます。

現在においても、施設貸出しに向けて取り組んでいる内容の一部をご紹介します。

①広報

- ・「ケアプラザだより」広報紙の定期発行
- ・ポスター・ちらしの掲示
- ・参加者募集の掲示パネルの設置
- ・各種会合・地域活動におけるPR

②スケジュール管理

- ・空き情報の周知
- ・希望時間帯の聞き取り調整
- ・スタッフによるタイムキーパー

③コーディネート

- ・活動支援の中でCPスペース利用案内
- ・部屋の面積と活動内容とのマッチング
- ・活動団体同士の利用日時調整会の開催
- ・健康促進に繋がるケアプラザ備品の貸し出し
- ・部屋の施設利用だけでなく廊下の壁（「下瀬谷ギャラリー」）を含め有効スペースの活用

④環境

- ・アンケートを反映した利用しやすい心地よい雰囲気づくり
- ・スタッフマナー向上
- ・綺麗な施設
- ・衛生管理として施設入り口に自動手指消毒器設置やこまめな換気

なお、有償で施設を貸出す団体に対しては、福祉保健団体へ活動がつながるよう積極的に働きかけて参ります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

① ボランティアの発掘

ボランティア活動の現状を分析すると、担い手の固定化や高齢化により活動されている方の負担増が見受けられ、結果的に活動量が減少傾向となり停滞・継続困難な状況が問題視されています。ここでは、インフォーマルなマンパワーの確保に向けての取り組みについて記述します。

(1) ボランティアに関心の無い方へのアプローチ

地域の皆様にボランティア精神が生まれるよう支援に取り組みます。自分の趣味や特技が地域におけるボランティアになりうる可能性を示唆し、『自分のため』と『人のため』が一致し、喜びや満足感が得られるボランティア活動になるよう支援します。

あくまでも、活動される方の意向を最大限尊重しながら、より慎重にすすめていきます。

(2) ボランティアに関心の有る方へのアプローチ

誰もがボランティア活動を通じて自立と共生の素晴らしさを体感できるよう対象者を選ぶことなく全ての住民をボランティア活動対象として、登録の窓口は広く門戸を開けて受け付けます。私達の経験上、『何かをしたいけど何ができるのか、わからない。』等の声を耳にします、活動の内容在りきではなく、その志を大切にしてまずはボランティア登録をいただくことに注力致します。

供給側となるボランティア活動希望者のパーソナリティや活動時間・場所等の諸条件を問わずご登録いただくためには、需要側となるボランティアを必要とする団体をどれだけ把握するかが重要と考えます。

② 育成への取り組み

ボランティアの育成は、実際の活動に向けて重要なプロセスであり懇切丁寧に取り組んで参ります。ボランティア育成は『どういうボランティア活動をしたいか』『相手側がどのようなボランティアを必要としているか』によってプログラムされることが一般的ですが、成功例を参考にすると、ゴールに向かって育成することより、スタートとなる『何ができるか？何ができないのか？』の個々のパーソナリティを基に適正を見極めた上で、育成プログラムを作成することが望ましいと考えます。

③ コーディネートの取り組み

ボランティアコーディネートにおいて重要なポイントは主に2点あると考えます。

まず1点目は活動先を1件でも多く把握し、そのニーズを十分に理解する事にあります。

活動場所の選択肢が少なく理解が不十分な場合、需要(活動場所)と供給(ボランティア)を繋げるコーディネートに無理が生じ、如何に丁寧に育成を行ったとしてもその活動が継続する事は困難になります。

このような、コーディネートの取り組みとして当地域ケアプラザにおいては、ボランティア募集・紹介パネルを掲示して、近隣サービス事業所や活動場所に幅広く活用して頂いております。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

福祉・保健活動等に関する情報収集及び情報提供の課題としては、区内で様々な活動が展開されているにも関わらず、その情報が必要な方に届いていない実態が挙げられます。

従って適宜、最新の地域情報を収集・把握し、幅広く発信するために、地域住民の地域住民の暮らしに役立つ地域活動の情報発信に努めます。

また、得られた情報と提供については常にアップデートされなければ情報鮮度が保たれず有効活用どころか、混乱やトラブルに繋がる恐れが生じます。

これらを踏まえ発信後の情報の管理運用には細心の注意を払い、常に見直しと更新を行いながら適正な情報を提供して参ります。

具体的には、連合自治会・地区社協等の地域会議の参加を通じ、顔の見える関係づくりを進めて現在取り組んでいる情報や困っていることを収集し、区役所や包括支援センター、区社協、地区支援チーム等で共有し、改善に向け協力していきます。その他、「ケアプラザだより」については、ケアプラザの情報発信に留まらず地域における福祉保健に関する情報も地域に伝えて参ります。

以下、予定している内容を記載します。

- ・民生委員・児童委員の仕事内容の紹介やサロン等の地域活動団体の紹介するページとして特集を組み、幅広い周知が期待できる広報紙を発行。
- ・訪問・インタビューによる地域活動の紹介特集ページを紹介。
地区社会福祉協議会(民生児童委員など)・自治会長及び連合町内会長との連携強化に努め、生の声から地域の皆様が求める知りたい情報を発信。
- ・地域サロン等の各種団体の活動紹介

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1 生活上のニーズを把握する方法について

【瀬谷第二地区】

中原街道、厚木街道、環状4号に囲まれた区域は市営橋戸原ハイツ、市営橋戸ハイツ、県営橋戸原団地の公営住宅や小規模分譲集合住宅などからなる新興自治会が集まっていますが、その他のエリアは基本的には旧来から続く大きな町内会を中心に、そこから分かれた分譲地や集合住宅などからなる自治会が点在しています。人口は約23,200人、高齢化率は約27%（2019年3月現在）です。要介護の認定率は低く、元気な高齢者が多い地区となっています。

サロン活動が盛んな地区であり、13か所のサロンが展開されています。ケアプラザ職員がサロンに参加したり、出前講座を実施したりするなどして、サロン参加者やスタッフから高齢者のニーズを聞いています。

連合自治会が立ち上げた生活支援のボランティアグループ「生活応援隊」も発足し、買物の手伝いや電球の取り換え、家具の移動、話し相手などの支援を地区の住民に対して提供していますが、中でも庭の草むしりや庭木の剪定のニーズが多くなっています。「生活応援隊」の活動状況などについては、地区社会福祉協議会の役員会に毎月参加し、状況やニーズを把握しています。

団地単位での支え合いのボランティアグループの活動も生まれ、ゴミ出しや網戸の張り替えなどのニーズが多く、ケアプラザ職員も活動の支援や定例会参加、講座のプログラム調整など幅広い支援を行いながら、団地住民のニーズの把握に努めています。

しかし、サロンやボランティアの活動が活発な一方で、担い手の高齢化や同じ人がいくつもの役を担い、負担がかかるなどしている現状があります。

そのような状況を鑑み、新たな地域活動人材の創出と地域住民のニーズ把握を目指して、生活支援体制整備事業の中で地域の喫茶店やケアプラザの貸館を利用し、男性を対象とした趣味の集いやジャズ喫茶、菜園づくりなど、新たなタイプの集いの場を設け、サロンに集う人だけでなく、幅広く生活上のニーズを把握するように心がけています。

更には、第二地区の「地域支え愛まちづくり会議」の立ち上げ準備会を、2019年11月よりスタートしました。広くチラシを配布し、大づかみ方式で準備会参加メンバーを募集しています。既に地域で役を担っている人にお願いして無理に参加いただくのではなく、チラシを見て、第二地区の支え合いのまちづくりに自ら関わりたいとお申し込みいただいた方を中心に、地縁組織やNPO法人、包括職員、行政など多様なメンバーが集い、地域の高齢者の生活上のお困りごとなどについて意見交換を行うなどして、地域の多様な方たちから生の声をお聞きして生活上のニーズ把握に今後も努めてまいります。

【南瀬谷地区】

地区的北部は大規模な公営住宅（市営南台ハイツ）があり、南側は戸建てを中心とした構成で、公営住宅と戸建て住宅が共存する地区となっています。人口は約7,400人、高齢化率は約34%（2019年3月現在）と区内では高齢化率が2番目に高い地区となっています。また、要支援の認定率も区内で2番目に高い地区です。

地区には移送サービスや高齢者のよろず相談所、介護予防ミニデイサロン等を運営しているNPO法人が市営住宅の中にあり、法人の理事長が地区社協の会長も務めていることから、地域の高齢者の困りごとや生活相談などのニーズがNPO法人に寄せられています。

また、NPO法人が平成30年1月にスタートした介護予防ミニデイサロン「月の会」は団地内の集会所を会場として利用していることから、団地に住む高齢者を中心に参加者が集まっています。

「月の会」は横浜市の介護予防・生活支援サービス補助事業（通称サービスB）により運営していることから、ケアプラザ職員も補助事業の申請から運営の後方支援、要支援者のケアプランへの位置付けなど、深く関わりながらこの活動を支えているため、頻繁に顔を出し、要支援者を中心とした参加者から生活上の困りごとなどの声を伺っています。

戸建てを中心とした南部に住む人からは、団地がある北部で行われているサロンやサークルなどに参加することに抵抗がある、という声も聞かれます。中央商店街にある喫茶店は戸建てエリアに住む人たちの集いの場にもなっており、ケアプラザもこの喫茶店で定期的に事業を実施しながら、戸建てエリアに住む人たちから、生活上のニーズを拾うように努めています。

団地がある北部と戸建てを中心とした南部では地域課題やニーズも異なっており、北部は経済問題を抱えた多子世帯やひとり親世帯、障害者などの対応困難ケースや多問題ケースが多く、孤独死なども表面化してきています。一方で南部は家族力もあり、対応困難ケースは少ない反面、表面化していない、ひきこもりやそれに付随した8050問題などが潜在していることも考えられます。

南瀬谷地区は、地区社協の活動も活発に行われており、地域との繋がりは深く、連合と地区社協が両輪となって地域を支えています。

市営南台ハイツB棟では、団地内の課題やニーズを検討する「B協議会」があり、団地内の顔の見える関係性づくりのきっかけの場として、ケアプラザと共にバーベキュー交流会を昨年実施しました。このように地域の団体や組織と連携しながら、生活上のニーズ把握に今後も努めてまいります。

【両地区共通】

生活支援コーディネーターとして、まずは要支援の高齢者の人数を把握します。さらにその人々のサービス利用状況の把握に努めます。こうした状況は行政がデータをとりまとめていたり、これまでの推移や将来推計も掲載されていたり、高齢者の様々な生活ニーズの調査を行政がおこない、報告書がまとめられていたりする場合には、こうした既存の行政資料も活用します。

また、サロンへの参加や包括職員、介護保険事業所、地区支援チーム会議、定例ケア会議の場などからも個別事例を収集し、生活上のニーズを把握します。一番身近な高齢者が集うサロン等へ出向いてのヒアリング調査は時間と労力がかかりますが、高齢者と直接接する機会となり、細やかな生活ニーズの把握が行いやすく、相手との関係性を築く良い機会としても活用できますので、積極

的に参加していきます。介護保険事業所からは要支援者がどのような生活支援サービスを利用しているかの把握に努めてまいります。

2 生活上のニーズを分析する方法について

1で把握した瀬谷第二地区、南瀬谷地区、両地区の生活上のニーズを分析する際には、その記録をもとに分析を行います。

また、地区の高齢者数と、要支援・要介護認定を受けている高齢者の数、要介護認定率も把握し、今後の高齢化率の推計とあわせることによって、将来、生活支援を必要とする高齢者がどれ位になるかの分析もあわせて行いながら、各地区の生活上のニーズ分析に取り組みます。また、認知症出現率は5歳刻みで公表されているデータもあり、今後地域でどれくらいの認知症の方が生活していくことになるのかも推計し、5歳刻みの人口動態についても把握しながら、各地域の現状や課題、ニーズと照らし合わせて将来像を分析します。分析結果はデータをグラフ化するなどして分かりやすい資料を作成し、公開できる情報は地域住民などとの会合で活用するなどして共有していきます。

さらには、行政資料も活用し、国の『厚生労働白書』や『高齢社会白書』のデータと自分が担当している地域のデータとを比較するなどして、新たな視点を得たり、客観的に地域の状況を捉えたりして分析します。

なお、行政データを活用する際には、調査対象者や調査方法についても着目し、調査で得られた結果は地域で生活する人々のニーズを漏れなく把握した結果なのか、あるいは一部の限られた人々の声であるのか等を判断しながら分析し活用するよう努めます。

そして、要支援者がどのような生活支援サービスを利用しているのか、訪問介護ではホームヘルパーが訪問時にどのような支援をしているかの分析が、生活支援体制整備事業の中では重要であると捉えています。

地域で助け合い活動を始めていくにあたっては、漠然と地域で助け合っていきましょう、と声を掛けられても戸惑う住民の方もいます。そのため、具体的に各地区でどのような支援を必要とする人がどの程度いるのかを明確にし、その上で地域住民にできること、できないことを話し合う場を設定していきたいと考えています。

ただし、要支援者の中には、地域住民ではなく福祉専門職にお願いしたいという方もいらっしゃり、今後支援を必要とする方々もいますので、現在のサービス利用状況がそのまま固定した生活支援ニーズではないことを踏まえた上で分析していきます。

要支援者がどこで暮らしているのか、住宅地図へマッピングをしていくことも有効であると考えていますが、個人情報を基にした作業になるため、情報共有におけるルールを明確にした上で作業しなければなりません。知り得た個人情報を作業時以外は他言しないという誓約書にサインしてもらった上で、情報共有していく方法もありますが、要支援者のマッピングは、地域の状況を踏まえてプライバシーに配慮しながら行う必要があるため、状況に応じて検討の上、実施するか否かの判断をしてまいります。

また、インターネットの「見える化」ツールを利用する分析方法も必要に応じて行っていきます。代表的なツールに、「地域包括ケア（見える化）システム」があります。これは、厚生労働省により、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するた

めの情報システムとして開発され、運用されているもので、その他にも JAGES (Japan Gerontological Evaluation Study、日本老年学的評価研究) プロジェクトによって開発された「見える化」ツール「Jages-Heart」(介護予防サポートサイトよりアクセス可) もあり、他の市町村や地域との比較する機能を中心に、課題の検討、課題の見える化など、分析がしやすいようにつくられています。このような「見える化」ツールも活用しながら分析を行ってまいります。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1 多様な主体による活動・サービス及び社会資源を把握する方法について

生活支援コーディネーターとして、高齢者の生活支援に活用できる地区内の多様な主体による活動やサービス及び社会資源を把握することにより、関係者のネットワークづくりやマッチングが可能となります。さらに把握した住民ニーズと照らし合わせることで、今後どのようなサービス開発が必要なのかが見えてきます。

多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握は、生活支援コーディネーターだけが行うのではなく、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが既に行っているものもあるため、こうした情報を踏まえた上でさらに必要な地域アセスメントを必要に応じて他機関などと協働で行います。また、地域住民とのグループワークも有効であると考えています。例えば、その地域で生活支援をしている住民組織や商店・企業等を挙げていき、それらがどのような活動をしているかをマトリックスにして整理していく方法も考えています。住民との協働作業で進めていく際には、模造紙等に整理していきます。住民との協働作業は、我々が把握しきれていない住民活動や市場サービスの把握ができ、さらには生活支援等の活動の偏りも視覚的に把握することができ、今後の住民活動の動機づけの場にもなっていくと考えられます。

社会資源とは「支援に活用できるヒト、モノ、財源、情報」です。具体的に連携していく組織や団体、利用できるサービスや活動、そして協働していく人材等を把握します。また社会資源の把握にあたっては、担当圏域内だけではなく、隣接している地域の社会資源の把握も場合によっては必要です。そのため、担当圏域に暮らす人々の生活範囲の社会資源の把握に努めます。

さらに、地域アセスメントとして地域内の社会資源の把握を行う場合には、連絡担当となる方の氏名や連絡方法についても把握に努めます。社会資源の把握は、支援に必要な連携のために行うものであり、地域連携に生かすための地域アセスメントとして行うものと考えています。そのため、できるだけそれぞれの社会資源の担当者と直接会い、お互いに顔と名前と業務の分かる関係性を築くように努めてまいります。

地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会では高齢者支援に関する活動を多く行っているため、地区社会福祉協議会の役員会や民生児童委員協議会の定例会に毎月参加して、地域の取り組みについて把握します。また、医療との連携も地域包括ケアの推進において重要です。瀬谷区では地域包

括支援センターの主任ケアマネジャーが瀬谷区医療マップを作成していますので、医療関連の社会資源の把握に活用します。

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に亘りますが、特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握しておく必要があります。無償のボランティアで活動を行っている団体や、有償で助け合い活動を行っている団体もありますので、関係性を築きながら、それぞれの活動理念や設立の経緯などを知ることも連携していく上で重要です。また、現在は高齢者関係の活動を行っていないボランティア団体やNPOでも、今後連携したり、新たな活動の提案をしていくこともできますので、協働できる可能性を探る観点から把握していくことも大切と考えます。

2 多様な主体による活動・サービス及び社会資源を分析する方法について

把握した社会資源を分析するにあたり、「社会資源の一覧表」や「インフォーマルマップ」づくりをします。分析するために、まずは把握した多様な主体による活動・サービス及び社会資源を「見える化」します。「見える化」の方法は、白地図にマーカーや色鉛筆などで着色する方法、地理情報システム（GIS）による分析方法等の他に、横浜市健康福祉局が提供している、生活支援体制整備事業「地域活動・サービスデータベースシステム」等を活用します。「地域活動・サービスデータベースシステム」は把握した地域活動団体の情報や、ちょっとした生活支援サービスの情報を入力し集約して、リストにまとめたものです。リスト出力することで、幅広く様々な情報から地域の状況を分析することができます。

また、インターネットの「見える化」ツールを利用する方法も考えられます。小地域に対応した「見える化」ツールとして、「地図による小地域分析（istat map）」があります。Istat mapは、施設の位置情報などの独自データを取り込み、統計データとの関連を分析することができます。必要に応じてこれらのツールの活用も取り入れながら、資源の分析を進めて行きます。

地域で活動する福祉関係者にとって、多様な主体による活動やサービス、社会資源などをわかりやすくリストやマップなどにし、互いに共有できるようにすることは大切です。把握・確認した社会資源の情報をわかりやすくリストやマップにまとめるプロセスを通して、地域に不足する資源や地域課題が見えてくることもあります。こうした社会資源の現状分析を進める際には、住民と専門職が一緒にアセスメントを行えるようにします。住民は地域の強みや課題を学習し、地域課題の解決に主体的に取り組むことにつながることが期待されます。また、専門職も専門家目線での地域課題の分析ばかりではなく、地域が積み重ねてきた活動の実態や地域力を発見する機会にもつながると考えています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業は、たとえ重度の要介護状態になっても、最後まで住み慣れた地域や自宅で、自分らしい暮らしを続けることができる体制を、まずは団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年を目標年度に整備していきます。そのために誕生したのが、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と「協議体」です。

生活支援コーディネーターの任務は、住民主体の生活支援サービス等の支え合い・助け合いの仕組みを構築し、広めること（創出・充実・拡大とネットワーク化）です。

「協議体」は、互助を中心とした地域づくりを住民主体ですすめていきます。協議体の構成員（メンバー）は、生活支援コーディネーターの活動をサポートしながら、助け合い活動を創出し、拡大していく役割を担います。

2層の生活支援コーディネーターは各ケアプラザに1人配置されています。例えば社会資源の把握を行おうと思った時に、一人での調査には限界があります。住民同士で行われているささえあいの活動は、地域の人でないと分からぬ部分もあります。多様な社会資源があると良いのですが、一人で調査し、地域に必要な助け合い活動を創出し、拡大していくことは困難です。そこで、独自の協議体設置が必要であると考えます。

協議体設置を進めて行く上で、必要なのは「生活支援体制整備事業の目的の共有」であると考えています。なぜこの事業に取り組む必要があるのかということを、地域住民はもちろんのこと、関係者間（行政、社協、地域包括支援センター）にも正しく理解していただき、共有しておかなければなりません。例えば、区社会福祉協議会には地域福祉の推進機関としてコミュニティソーシャルワーカーや地区担当が配置されていて、地域づくりを行っているのに、なぜ介護保険制度の改正と共に生活支援体制整備事業が創設され、生活支援コーディネーターが配置されたのか、あるいは地区社協という組織が地域に既にあるにも関わらず、協議体という別のしくみをなぜつくるのか、というような誤解が生じることも考えられます。そうならないように、地域の方々に先ずは生活支援体制整備事業の目的を伝えて理解を促します。なぜなら住民が協力してくれなければ地域での支え合い・助け合いはできないからです。

協議体の構成員の選出について、人数、分野に制限はありませんが、あまり多いと会議がうまく進まず、少なすぎると懇意的な結論に陥る可能性がありますので、役割を発揮するために必要な地域の組織等に幅広く参加を求めていきます。たとえば、地縁組織やNPO法人、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、シニアクラブ、シルバー人材センター、生活協同組合、J A、社会福祉法人、事業者・企業（社会貢献）、医療機関、学校等です。

協議体の構成員は、単に充て職による人選や閉鎖的な運営では住民はついてきませんので、「このまちを皆で良くしていきたい」と熱く願う人の参加が不可欠です。ふさわしい人をきちんと選べるかどうかが、仕組みづくりの成功につながります。地域で既にいくつもの役を担い、多忙な方にお願いするのではなく、チラシなどで広く周知するなどして、できるだけ多くの住民に呼びかけ、協議体設置に向けた勉強会や住民向けワークショップをまずは定期的に継続開催し、地域のニーズ把

握と必要な支援は何か、具体的な取り組みの企画と必要な人材探し、協議体構成員の選出などを検討していきます。勉強会では、できるだけわかりやすい資料づくりを心掛けて、住民が納得して、やらされ感を覚えるのではなく、「このまま放っておいたら自分たちの地域が大変なことになる。」と思っていただけよう工夫します。あわせて、既にささえあいの活動を行っている団体の事例紹介も行い、「地域では既にこのような活動が始まっています。」と伝えていくことで、「自分たちにもできる」と思っていただけたらと考えています。

地域のニーズ把握と必要な支援は何か、具体的な取り組みの企画と人材探しについても参加者と一緒に考えていきます。地域住民から生の声を聞くことで、リアルな地域課題が出てくることが予想されます。参加者が共に目指す地域像が固まってきたら、次にその目指す地域像に基づいて地域に足りない活動・サービスと、自分たちができる活動・サービスを探っていきます。例えば、「居場所が欲しい」、とか「居場所を作るしたら自分に何ができるか」、「自分はこんなことができる」、「ここにいる人たちではできないことは、誰に協力してもらったらいいだろうか」、「〇〇の〇〇さんがいい」などと具体的な固有名詞が出てきたら、協議体構成員の候補者になります。そして候補者として選ばれた人には、その理由や期待すること、協議体の役割などについて説明し、合意を得られた候補者を協議体メンバーとして決定していきます。構成員は必要最小限の人数でまずはスタートし、メンバーはあとから柔軟に追加していくことができるようになります。限られたメンバーによる封鎖的な運営にならないよう、心掛けたいです。

以上のようなステップを踏みながら、協議体作りを行っていけたらと考えています。地域の生活支援ニーズの把握（足りない活動・欲しい活動）、すなわち「地域アセスメント」だったり「社会資源の把握」、「地域に足りない社会資源の創出」などを協議体メンバーと共にに行っていきます。

進め方としては、住民の助け合いの活動を創出するためのニーズ把握であることを常に意識し、まずは大局的な判断を下すための検討をつける程度からはじめます。研究のための調査ではないため、最初から細かく調べようと時間をかけすぎると、かえって地域への仕掛けを遅らせる要因となりますし、地域の状況はどんどん変化します。

行政などが実施した調査結果、保険・医療・福祉関係機関が実施した調査など既存のものも積極的に活用します。

圏域については、2層生活支援コーディネーターとして、2層協議体の設置を目指します。日常生活圏域を基本としますが、生活圏が共通しているか、なども視野に入れて決めます。ケアプラザエリア全体での設定では、住民同士の顔が互いに見えず、助け合いを一元的に進める圏域としては大きすぎますので、助ける人が歩いて通れる範囲で進められると理想的です。

現在、瀬谷第二地区では、「地域支え愛のまちづくり会議」の立ち上げに向けた準備会を昨年11月より毎月開催しています。協議体設置を目指して生活支援体制整備事業などについての説明や、支え合いの体験カードゲームなどもあわせて行いながら、楽しく和気あいあいとした雰囲気の中で進めています。準備会の参加者募集については、チラシ配布のほか、「この人」と思う人にお声掛けし、多様性に富んだメンバー構成を目指すようにしています。高齢者の分野だけにこだわらず、子育て中の方などにも参加していただけるよう、今後は取り組んで行く予定です。勉強会では、目指す地域像の確立に向けて、「どのような助け合いがある地域にしたいか」、「何が足りていないか」、「生活支援体制整備事業について」、「生活支援コーディネーターの役割」、「協議体は何をして、ど

のような役割を担っているのか」などをテーマに実施しています。

現在は、どのような地域にしたいかを皆で話し合いながら、時には区行政にも参加いただき、横浜型地域包括ケアシステムについて説明していただくなどしています。また、国連が2030年を目指して掲げている地球規模で取り組む目標SDGs（持続可能な開発目標）の11番目のゴールに「住み続けられるまちづくり」が設定されており、サステイナブルな取り組みに関心がある世代にも参加していただけよう、そのあたりにも触れながら、アイスブレイクも取り入れ、焦らず互いの関係性を築きながら準備会を開催しています。

また、どのような地域にしたいか、「目指す地域像」を皆で話していくことで、「共に地域をつくる」共通意識を深めています。

地区の連合会長とも会議の内容を随時報告して、情報共有にも努めています。

なお、南瀬谷連合地区については、活発な地域活動が展開されており、南瀬谷地区地域福祉保健計画推進協議会もあるため、協議体設置に向けた動きは現在行っていません。

協議体設置はゴールではなく、助け合い活動をすすめる基盤づくりのあくまでもスタートであると考えています。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域の中で助け合い活動を生み出していくためには、協議体などの、住民同士が集まって話し合う場の設定が欠かせません。ある程度地域の状況を把握・分析した上で、地域住民が集まる場を設定していきます。その際には、将来的に活動を組織化していくことを想定して、適切な規模で参加を呼びかけていくことが重要です。例えば、自治会町内会の範囲で助け合い活動を創出していくのであれば、住民座談会は自治会町内会の範囲で参加を呼びかけます。あるいは、小学校区のエリアでの助け合い活動を創出していくのであれば、参加の呼びかけは、その小学校区内の機関・団体・地域住民になります。この話し合い自体が住民同士の関係形成につながり、そして活動の動機付けにつながるニーズ共有の場となります。

また、住民座談会を開く場合は、話し合いに必要な情報を準備しておくことが必要であり、地域の現状に関するデータを分かりやすくまとめ、説明や情報提供していくことが大切です。

地域で具体的な取り組みの検討が始まってきたら、改めて生活ニーズの整理を行います。現在のサービス利用状況だけでは見えない部分もあるため、必要な調査を行います。調査において重要な視点は、次の手を打つために必要な情報が得られる調査にするということです。例えば、ある地域では住民座談会で高齢者の方々から買い物が大変だという声があり、買い物支援の活動を始めることになりました。そこで高齢者世帯へ戸別訪問による聞き取りアンケート調査を行い、買い物の実態把握をしたところ、実は何とかしているということが分かったとします。その実態調査では、どのお店にどれ位の頻度でどういう手段で買い物しているか、あるいは誰に手伝ってもらっているかというところまで聞き取ったことで、自分では買い物が大変でも周りのサポートで何とかしている状況が見えてきたのです。こうした状況の中で買い物支援の活動を始めて、利用者がいなかったり、あるいは既存の関係性を切ってしまう可能性もあります。

調査を行うにあたっては、漠然と地域住民の意識を聞くのではなく、その地域で暮らす人々の生活実態を明らかにして必要な支援を考えることが、活動やサービスの創出にあたって重要です。

生活支援コーディネーターとしての目標は、誰もが安心して暮らせる地域社会を地域住民とともに創っていくことであり、そのために必要なことは何かを考えて行動していくことです。

こうした地域アセスメントは、地域の助け合いを支え、生み出していくための手段であり、地域アセスメントが目的となってしまわないように注意します。例えば、地域アセスメントで得られた情報を表やグラフ、マップ化によって見える化し、協議体等で資料提供することによって本当に必要な取り組みを話し合っていけるようにします。また、時にはニーズの状況に応じて必要なメンバーでプロジェクトチームを編成していくこも必要です。誰を支えるための、何のための地域アセスメントかを考えて実施することが大切です。

支援を必要とする利用者に最適なサービスを提供するためには、できるだけ多くの地域の主体や元気な高齢者の参加を得て生活支援等サービスが提供できる体制や基盤をつくっていくようにします。地域包括ケアシステムの構築においては、住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりが目指されています。逆にいえば住民の参加なくして地域包括ケアシステムの実現はありません。

このため、今後は生活支援、介護予防、社会参加は一体となって推進されることが望まれます。具体的には、元気なうちはもちろん、要支援や要介護状態になっても地域で役割を持ち続けられる住民主体の活動の機会・場づくりを追求し、このことが生活支援や介護予防などの助け合い活動にも自然につながっていくという視点に立った取り組みが大切です。

また、地域活動の創出について、最近では、社会福祉法人が従来からの社会福祉事業に加えて社会貢献活動に取り組むことが求められており、高齢者の生活ニーズに応える新たな活動を提案していくことも新たな活動やサービスの創出に有効であると考えています。

また、地域で何か活動をしたい、と考えている人がいても、なかなか行動に移すことができず、あれこれと考え悩んでいる人もいるはずです。住民主体の活動の創出ですから、生活支援コーディネーターが中心となって動くのではなく、後方支援に徹し、助成金などの情報提供をしながら、そっと背中を押しつつ見守ります。そして、その人が「やる気」になるまでは、ゆるくつながりながら待ち、「やる気」になった時には全力で応援していきます。

地域の活動・サービスの継続については、地域社会の持続性に深く関わります。まず、サービスが存在することで高齢者の生活が成り立ち、それによって地域社会が維持されるという面です。同時に、地域社会の人的・財政的な資源の制約がある中で、生活支援等サービスなどが持続可能なものとなることも、地域社会の持続性に大きく影響します。このことは、まさに住民が自分たち自身の問題として受け止め、自分たちにできることを考えてもらうべき事柄です。

継続していくためには、時間や労力を持ち寄ってできることは自分たちで行い、同時に、公的な財源や制度を上手に使いこなすことができる住民の力が高まっていくよう取り組みます。

さらに、活動が安定的に継続・発展できるように、活動するまでの課題を洗い出し、課題解決に向けた取組みを一緒に行っていきます。例えば、担い手の不足によるものであれば、新たな地域活動人材の創出に向けて、ボランティア等の担い手に対する養成研修やスキルアップの研修を行うなど、活動が継続できる基盤整備を進めます。加えて、ボランティア募集の周知活動にかかる取り組み支援なども行います。

また、シニアクラブなどは様々な活動を展開していますので連携していくことが大切ですが、活動の中心となるメンバーの高年齢化や、若い世代の加入が少ないとことなどで活動の継続が困難になっている場合も見受けられます。そのため、こうした団体の活動を支援していくことが必要な場合もあります。その際は、側面的支援として関わるように努めます。

活動やサービスの利用者が減っていたりすることが課題であれば、利用を希望する方や事業所等に情報提供したり、地域の支援ニーズとマッチングしたりするといった活動を行います。とりわけ地域住民による自発的な活動は、同じ地域住民としての共感に基づいて活動が行われているため、単にサービスを利用するといった感覚で利用者や事業所が認識すると、担い手の活動意欲が損なわれかねません。このため、サービス利用を調整する場面において、利用者や事業者・専門職等が住民による活動の意義や特性をよく理解できるように啓発し、橋渡しする役割も生活支援コーディネーターとして重要となりますので、意識して取り組みます。

住民主体の地域活動やサービスを行う団体への継続や発展に向けた支援を行うことが、こうした団体が高齢者を支援する社会資源としての維持につながるだけでなく、高齢者自身の社会参加や社会的役割を果たしていく機会の保存としても重要であると考えています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターには、地域の皆様が『住み慣れた地域でいつまでも健康で生活できる』ように、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種が専門性を発揮して各職種での対応はもちろんのこと、チームで地域の課題に向き合い、解決に向けて取り組んでいくことが重要であると認識しています。

総合相談窓口の役割は「困ったことがあるけれども、どこに相談してよいか分からない」、「介護サービスを利用したいが、どのように手続きをすれば良いか」等の漠然とした疑問や不安に対して誠意を持って傾聴・受容する事から始まります。そうしたことから、地域から寄せられる相談にはワンストップサービスの相談窓口としての役割を踏まえた上で、相談者の気持ちを受け止めながら耳を傾けて、安心して相談できるよう対応していきます。相談者の中には突発的な来所や、立ち話から相談に発展することも考慮し、相談者に不安やストレスを与えないように事業所全体でワンストップサービスの重要性を理解し、担当者不在時でもできる限りの対応や速やかな引継ぎ対応を心掛けていきます。

対応方法としては相談者の方が安心して相談できるよう、基本的には初回に担当した職員が引き続きその方の担当となり担当職員のファイルに相談票を保管し、相談が終結するまで担当します。誰がどの相談者を対応しているかを把握できるよう相談者と担当者を記載した「総合相談台帳」を別途用意し、再度相談に来られた方が担当者を伝えなかったとしても、相談票を引継ぎ、どの職員でも滞りなく引き継ぎから対応できるように支援をいたします。

地域の特性として当地域ケアプラザのエリアには3つの公営団地と2つの民営団地があり、高齢者数も多く高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。しかし、ケアプラザの立地場所は窪地にあるため「相談したいけど坂がきついから自分ではいけない」といった声が聞かれるなど、高齢の相談者がやや来所しづらい環境にあるため、訪問による相談対応も積極的に行っていきます。また、南瀬谷地区には公営住宅の敷地内に「あって～南瀬谷」という高齢者の相談所があるため常に連携を取りながら相談内容の把握に努めます。

昨今「顔の見える関係づくり」が大切になってきており、相談者にとっても相談しやすい環境を整えていくために、地域サロンやシニアクラブ等、高齢者が地域で集まる場にも積極的に顔を出し、地域包括支援センターがより身近に感じて頂けるような関係を構築していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザエリア内にある2つの小学校と連携し、福祉教育の一環として毎年「認知症サポーター養成講座」を実施しております。このサポーター養成講座開催のために地域で活動されている認知症キャラバン・メイトと定期的に打ち合わせの機会を持ち、企画・実施まで一緒に活動を行っています。また、当地域ケアプラザで開催している「秋のケアプラザ祭り」に出店していただき、物品の販売協力を通じて認知症キャラバン・メイトと認知症サポーター講座の普及啓発のために活動紹介のパネル掲示等を行い周知の機会を保っていきます。

認知症の支援では、医療機関をはじめとした福祉保健に関わる機関との連携が不可欠です。年間を通して、「瀬谷区認知症医療連携検討会」に出席し、瀬谷区医師会所属の医師、瀬谷区役所、瀬谷区内にある地域包括支援センター、瀬谷区ケアマネットの方と認知症の方に対する支援の在り方を検討したり、当地域ケアプラザの担当エリア内にある医療機関等に訪問し、認知症の患者さんに対する支援方法の確認や地域包括支援センターとの顔の見える関係づくりの構築等を行ったりしていきます。

認知症の方の支援だけではなく、認知症の方を抱える家族の支援も大切であると考えます。そのため、介護者のつどいを開催し、認知症介護にまつわる情報提供や悩みや不安を打ち明けられるように座談会を開催していきます。研修や座談会を開催する際には当地域ケアプラザの施設協力医にも参加いただき、医療に関する悩みをより身近に相談できる体制も作っていきます。

その他、地域の方々も認知症支援に対する意識が高く、自分達でも何か支援できないかという自発的な意見もあがっていました。当地域ケアプラザでは、そうした声を拾い認知症になっても安心して暮らせる街の実現に向けて、徘徊してしまっても個人情報を伏せて保護できるように認知症見守りキーholderの作成と仕組み作りに向けて検討を重ねて参りました。並行して、瀬谷区でも見守りキーholderの事業が始まってきたことから瀬谷区全体でせや八福札（見守りキーholder）の実施に向けて検討をし、現在では各ケアプラザで対応しています。瀬谷八福札を申込みたいけれど、ケアプラザまでは一人ではいけないという声に耳を傾け、出張形式によるせや八福札出張登録会を必要に応じて実施しています。また地域サロンや自治会の会議等でも八福札の周知を行い、エリア内で一人でも多くの方に手にして頂けるよう引き続き普及啓発していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

権利擁護業務の中でも時には生命の危険にも及んでしまう可能性がある高齢者虐待を防止していく必要性が大切であり、高齢者虐待を防止または回避する最も有効な手段は早期発見・早期対応であると考えます。高齢者虐待の加害者は事態を隠蔽し、被虐待者は恐怖や認知力の低下により、自ら訴えることが難しいケースがほとんどであり、発見が遅れ最悪の事態に至ることが懸念されます。

私たちが考える早期発見のカギは『街ぐるみで見守り』を合言葉に要援護者の心身状況や生活習慣等の小さな変化を見逃さないための環境・雰囲気・街づくりです。

そうしたことから、日頃より近隣住民・民生委員・行政機関・サービス事業所が日頃の生活の中で顔見知りの関係を活用して要援護者の異変を察知できるよう普及啓発活動を実施、地域で全体での見守り体制のさらなる強化に努めていきたいと考えております。

本人の権利守るという点では成年後見制度を始めとした制度の普及啓発も大切であると考えております。地域に出向いて成年後見制度に関する説明等を活発に行い、地域の方々に被害に遭う前の対応策を理解して頂くようにします。また、成年後見制度に限らず、近年『終活』やエンディングノートに関する興味を持たれる方も増加してきてています。高齢者の方が今からできる権利擁護として成年後見制度同様今からできる『終活活動』等の普及啓発に力を入れていきたいと考えております。

なお、成年後見制度を活用するにあたって申し立ての相談があった場合には作成方法の説明や申請書類への助言や補助、必要に応じて専門家の方をご紹介する等、スムーズに利用に繋がるような支援を心掛けていきます。また、相談に来られたかたのみでなく日頃より直接高齢者の支援をされているケアマネジャーにも権利擁護に関する勉強会等を実施していきます。

二 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主任ケアマネジャーの専門である包括的・継続的ケアマネジメント事業では、医療・福祉・保健等の関係機関の連携が高齢者の生活を支援するためには重要であると考え、日頃からの関係構築に全力で取り組んでいます。

また、包括・継続的なサポートの実現に向けて、地域で活躍するケアマネジャーや民生委員等に対しても、問題を一人で抱え込み、「相談受付者が誰にも相談できない状況」が発生する事がないように、「顔の見える相談しやすい関係づくり」を目指し、相談を受ける方自身も長く地域で活躍できるように支援いたします。

1. ケアマネジャーと関係機関等との連携

民生委員児童委員協議会や瀬谷区居宅介護支援事業所連絡会等の定例会議への参加や、民生委員とケアマネジャーの交流会、区内5包括で実施するケアマネジャーと介護サービス事業所との交流会等を継続して実施し、お互いに顔の見える関係づくりや連携を深める機会、情報共有ができる場としていきます。

2. 地域のサロン等への支援

地域のサロンやシニアクラブ、自治会等の要望に応じて介護保険や介護予防、権利擁護等の出前講座を継続して実施し、すぐに施設入所しなくとも介護サービス等を活用して在宅生活が継続できるように、介護予防の意識を高めて生活する習慣をつけられるように啓発活動や情報提供等を行っていきます。

3. インフォーマルサービス等への関わり

サロン活動やその他インフォーマルサービスの周知や啓発だけでなく、介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の活動の見学等を行い、情報提供や意見交換等を行っていきます。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

1. 瀬谷区認知症医療連絡検討会

認知症の高齢者が速やかに適切な治療やサービス利用ができるように検討を重ねていきます。

2. 瀬谷区在宅サポートネットワーク

近隣の医療機関や医師会、その他介護従事者で情報共有や意見交換を通じて円滑な地域包括ケアの推進を図ります。

3. 地域内の医療機関への訪問

医師から通院患者の状況や課題、感じていることのヒアリングを行い、今後の活動に活かしていきます。

4. ケアマネジャー

区内5包括の主任ケアマネジャーが共催で実施する「新任ケアマネジャー研修」で「瀬谷区医療情報」「利用者の主治医への連絡票」等を周知し、ケアマネジャーが有効に連携を測れるようにしていきます。また、毎月ケアプラザで開催している「施設協力医とケアマネジャーの勉強会」では、医療と介護の情報や意見交換を通じて理解を深め、より円滑な連携やスキルアップが測れるようにします。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議とは、支援が必要な高齢者へ適切な支援を行うために、地域住民と専門職が、会議を持ち検討を重ねることで、暮らしやすい地域づくりを推進する会議です。

【瀬谷第二地区】

環状4号線と厚木街道に囲まれ、境川と相沢川にはさまれた地域。集合住宅と戸建て住宅が混在している。戸建ての住人は古くからの住人が多くなっている。環状4号線沿いには商店や大型スーパーが多くあり、クリニックビル等の医療機関が多くあり地域で暮らす高齢者を支えています。自治会やサロン活動、老人会等の活動も活発な地域であり、連合町内会や地区社協の活動も活発で町内会独自のボランティア活動や単一町内会でもボランティア活動を行っている。連合町内会・地区社協で認知症を通じた見守り活動のため認知症講演会等も行っており、地域活動に対して意識が高い地域。

ただし、自治会役員等の高齢化や兼任も課題になっています。この地域で暮らす高齢者や働く世代と、この地域で働く専門職が、地域ケア会議を通じて議論を交わすことで、瀬谷第二地区の地域づくりが推進していくものと認識しています。

【南瀬谷地区】

北部には集合住宅、南部には戸建て住宅が多く南北に長い地域。戸建て住宅は団塊の世代の方が多く住んでいたため、現在は空き家となっている住宅が多くなっている。集合住宅の住民は近くにスーパーがないためバスで買い物に出かける方が多い。また南部の方は近隣の大型スーパーで買い物を行っている。地域では4か所のサロンや月の会（介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB））も行われており、体操やカラオケ、レクリエーション等、幅広く開催されています。

ただし、自治会役員等の高齢化も課題になっています。この地域で暮らす高齢者や働く世代と、この地域で働く専門職が、地域ケア会議を通じて議論を交わすことで、南瀬谷地区の地域づくりが推進していくものと認識しています。

今後も、南瀬谷地区の地域づくりを推進していくために、個別地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議を通じて、顔の見える関係つくりを続けていき、ネットワークを広げることで、地域で暮らす高齢者支援を強めていけると認識しています。

具体的な取り組みとしては、個別地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議を年3回開催し、包括支援センターだけでなく、生活支援コーディネーターや地域交流コーディネーターとも連携し、課題解決に向けて話しあいを深め、地域課題の解決に向けて地域とともに一緒に考えていきます。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 人員の確保・育成

地域包括支援センターの3職種で業務を実施しています。その他、居宅介護支援事業所へ業務委託を行い、ケアマネジャーへ向けて介護予防ケアマネジメント従事者研修を開催することや、地域ケア会議等の様々な機会を活用し、目的志向型のケアプランについて検討すること等により、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

2 ケアプランの公正・中立性の確保

委託を行う居宅介護支援事業所及びサービス事業所の選定については、対象者と家族の意向を第一とし「ハートページ」や「新規ケアプラン受託可能事業所一覧」等の資料を用いた幅広い情報提供を行い公正・中立な立場で調整しています。

業務委託のケースについては、担当ケアマネジャーとの密な連携により中立な立場での計画への評価・助言を行うと共に適切な給付管理が行われるよう、サービスの利用実績の確認や必要に応じた担当ケアマネジャーへの聞き取り・確認を行います。

また、支援困難ケースについては、区高齢障害支援課や関係機関と様々な視点で相談・連携・検討をしながら、課題解決に向けたケアマネジャーへの後方支援を行います。

3 目的志向型のケアプラン作成と評価

対象者の主体的な取組を支援する視点を意識し、自らが要介護状態になることを予防しながら、必要な支援を行うことで可能な限り居宅において日常生活を営めるよう自立を最大限に引き出す自立支援を基本として、心身機能の状態に応じた目的志向型のケアプランを作成します。

作成にあたっては、対象者が望む生活の実現に向けて様々な側面からアセスメントし、信頼關係を築きつつ本人と課題を共有しながら、課題解決に向け心身状態と生活に沿った具体的な目標を設定します。

目標の達成に向けては、現在の状態にあった必要な介護保険サービスやインフォーマルサービスを提案・調整しています。

毎月のモニタリングや定期的なケアプランの評価を通して、目標達成に向けた取組や適切に介護保険サービスが提供されているかを確認し、必要に応じてケアプランの見直しも実施します。

4 地域での介護予防の取り組みの活用や推進

地域の介護予防活動の推進については、対象者の課題解決に向けた支援のために、介護保険サービスのみならず、地域のインフォーマルサービスの果たす役割が大きくなっています。

地域資源の把握と発掘に努め、幅広く活用してもらうため、必要な情報をサロン等の様々な機会で配布するなどして対象者や委託を行う居宅介護支援事業所へ情報提供して活用を促しています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の居場所を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や居場所が継続的に拡大していくような地域づくり（介護予防拠点づくり）を推進します。さらに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方にも協力いただき、自立支援に資する取組を推進します。

要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とした横浜市的一般介護予防事業の理念に基づき、区役所と地域診断を進め、地域課題に対して、次の事業を展開してきます。

1 介護予防普及強化

地域にお住まいの 65 歳以上の高齢者を対象に、運動口コモの予防・口腔機能向上・栄養改善・認知症予防等を中心に関護予防活動のきっかけづくりとなる講座を実施します。

講座の開催にあたっては、当ケアプラザだけにとどまらず、身近な場所で取り組めるよう・集える場所になるよう各エリアでの開催を推進し、現在 5 ケ所の場所で定例開催し、多くの方の参加を促します。講座を継続開催することによって参加者を継続的にフォローしていくと共に、地域の担い手となる方と共にすることで地域に密着した拠点づくりを目指しています。さらに、一般企業やヘルスメイト・保健活動推進員等とも連携して、よりよい講座づくりを目指します。

また、介護予防教室に男性の参加者が少ない為「男性デビュー講座」として男性限定の講座などテーマを絞ったアプローチで、これまで参加に繋がらなかった方にも介護予防に関心を持って頂けるようにしていきます。昨年から口腔機能向上目的に「顔ヨガ」を取り入れ好評を頂きました。さらに美容面も含めた「いきいき生活ライフ」講座にし、生きがいや日常生活の活性化を図った講座を開催していきます。

2 元気づくりステーション

現在三ヶ所の元気づくりステーションがあります。

・健康ねっここの会（結成 7 年目）は、年間計画を立て様々な活動を行っています。メンバー同士の声かけ・支え合いが、自然に出来ていますが、毎年交代で担う役員については、消極的な部分もあり、この 2 年パートナー研修を行い、継続活動のために仲間づくり・役割分担の意識を高めています。初期からのメンバーも数名在籍し、参加者からの声かけにより新規メンバーも増えています。

・ホップステップハーモニーは、コーラスを主とする活動グループです。歌を歌う事で口腔機能向上・腹式呼吸を取り入れています。参加者は、65 名で、会場の関係上これ以上増やすことが出来ないため、欠員が出たら待機者から補充しています。地域に根ざしたグループになるよう会場は特別養護老人ホームのホールを使用させていただいています。年に一回瀬谷公会堂で発表会を開催し、たくさんの地域の方に見に来て頂いております。メンバーは発表会を目標に日々活動に積極的に取り組んでいます。

・あさがおの会は、ハマトレ・ウォーキング・体操を主にする活動グループです。会場は、コミュニティースクールで活動しています。結成 2 年目のグループで、懇親会を通して参加者から講師への要望を伝える機会を作るなど自主性が見られ始めています。

今後も 3 つのグループが地域に根ざした活動を継続しつつ、開かれた・受け皿になるようなグループになるよう支援していきます。

3 地域における介護予防活動の支援

65歳以上の高齢者及びその支援のための活動にかかる者

担当地域には介護予防に資する活動を行う自主運動グループ（元気づくりステーションも含む）・ラジオ体操グループなどが複数あります。今後も継続してもらうために新たなプログラムを提供する運動講習を開催し、質の向上を図っていきたいと考えます。

長年継続されている高齢者サロン・老人会が、参加者・担い手の高齢化に伴い運営継続が難しい状態にあります。高齢者サロン・老人会も地域の集いの場にとどまらず、介護予防拠点になれるよう継続支援をしていく必要があり、そのため毎年交流会を開催し、活動内容の提案や各会の課題を出し合い、意見交換を行う機会をもつことで支援しています。

地域で活動している保健活動推進員と協力しながら地域の介護予防普及強化を図っています。毎年共催でお祭りに出張介護予防教室を出店したり、体力測定を実施しています。今年度も2連合の保健活動推進員の合同開催にて体力測定・オーラルフレイル研修を開催予定です。各地域の交流を図ると共に、地域への周知活動の拡充を図ります。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

介護保険制度が施行されてから、高齢者の支援は介護サービスに偏る傾向がありますが、地域ケアプラザが「地域に根ざすより身近な場所」であることを生かし、個別の相談や介護予防の取り組みと地域やインフォーマルサービスをつなぐことで、個々の高齢者が解決すべき課題に対して適切な支援体制を構築できると認識しています。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門性や技能を活かし、縦割りで業務を行うのではなく、ネットワークを構築することが初期段階と考えます。さらに生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターとの情報の共有や、相互の助言を通じて、地域包括支援ネットワークの構築に取り組むことが重要と認識しています。

そのためには地域の活動に積極的に参加し、関係づくりこそが重要と考えます。また、地域で活躍する民生児童委員、ケアマネジャー、医療機関、サービス事業所と顔の見える関係を構築し、支援が必要な高齢者が明らかになった場合、その支援のために関係者が協働し、構築されたネットワークを最大限に生かし、支援に取り組む努力をします。

<具体的な取組>

1. 民生委員児童委員の定例会議とケアマネジャーの民生委員児童委員の交流会

瀬谷第二・南瀬谷地区で毎月の定例会議への参加や「ケアマネジャーと民生委員の交流会」を開催し、自己研鑽の機会や顔の見える関係の構築、相談しやすい関係づくりに取り組みます。

2. インフォーマルサービスの普及啓発

区内ケアプラザと協働したケアマネジャーに対する交流会等でインフォーマルサービスの活用ができるように情報提供を行っていきます。また、当事業所で行うケアマネジャーの勉強会等で介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の事業所の活動を広く認識するための情報提供も行っています。

3. 担当地域のケアマネジャー連絡会や研修会

ケアマネジャー連絡会については、区内5包括の主任ケアマネジャーが輪番制で参加し、ケアマネジャー連絡会との情報共有や情報提供の場となっています。また、共催事業として研修会等も実施しています。今後もケアマネジャーの自己研鑽の場や地域に暮らす高齢者の支援の幅が広がるよう努力します。

4. 医療と福祉の連携

区内ケアプラザと協働し、医療と福祉の連携を密に行うために、「瀬谷区認知症医療検討会」を年複数回開催し、必要に応じてシンポジウム等を開催し認知症についての普及啓発を行います。

また、三師会・ケアマネ連絡会・包括主任ケアマネジャー共催で交流会を実施し、顔の見える関係づくりも行っています。

なお、近隣の医療機関へ訪問し地域包括支援センターの役割の説明や、顔の見える関係を構築し、相談しやすい関係づくりを目指しています。今後も近隣の医療機関への訪問を継続し個別の介護保険の申請の相談など、スムーズな対応が行えるようにしていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 公の施設における事業提供を踏まえた運営

本事業は横浜市が整備した当地域ケアプラザに併設されることから、公正・中立な運営と透明性の高い管理を厳守しなければなりません。

特にケアプラン作成においては、誤解や風評の類であっても自法人にとって利益を誘導するかのようなマネジメントがなされることが無いように常に自戒の念を持って業務に当たるように地域包括支援センターの職員を含めてケアマネジャー全員に注意を喚起していきます。

また、ケアプラン作成に際しては中立性を担保するため複数事業所の資料を用いて、見学等対象者自身が比較検討できるようにしていきます。

さらに、災害などによる避難者に対しても積極的に対応し、必要なサービスが提供できるよう、制度を確認しながらケアプランの作成を行います。その際には、身体状況に応じたケアプランの作成はもちろんのこと生活環境の変化による精神的な負担を軽減できるようなサービスを提供していきます。

2 介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業所のみならず、区内を担当する地域包括支援センターからも積極的に委託事業を受け、介護予防に貢献できるよう公正かつ柔軟な業務基盤を整備します。

また、介護予防支援事業者が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターや行政機関、関係機関や関係団体等とも連携し、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議等を開催し、問題の解決に取り組みます。

なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業所と密に連絡を取り、迅速できめ細やかな対応を心がけます。グリーフケアなど家族支援も行います。

多問題ケースなどにも当法人全体のスケールメリットを活用して協働支援にあたり地域に必要とされる事業所を目指します。

3 当事業所の特徴について

在籍しているケアマネジャーには、包括経験者や元認知症グループホーム施設長、特別養護老人ホーム相談員経験者など多様で豊富な経験を積んでおり、質の高いケアプランの作成を実施しています。具体的には、毎週、事例検討やインフォーマルサービス、居宅サービス・医療機関などの最新情報を共有し、タイムリーな情報を活用しながら、自立支援に向けたケアプラン作成を提供しています。

また、担当ケアマネジャー不在時においても相談が受けられるよう、細やかな記録作成やカンファレンスを定期的に開催し情報共有に努めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（下瀬谷地域ケアプラザ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

ご利用者一人ひとりが、その有する能力において、その人らしい生活が実現できるよう、個別の通所介護計画を基に自己決定と選択を尊重し利用者本位のサービス提供を目指します。

年齢に配慮したサービス空間の整備とアクティビティを提供します。さらに地域に密着したサービス提供により、エリア内に居住するご利用者同士の交流の再開にも繋がる等、身体機能の向上のほか、精神的な自立支援に向け取り組んでいます。

介護サービスを受けはじめると地域活動から距離が出来てしまうようなイメージがありますが、個々の生活背景やこれまでに関わっていた活動などをアセスメントし、今までの『地区センターのカラオケに一人で通える』、『歩いてスーパーに買い物に行く』などの目標を設定し、目標に到達するために必要な課題を段階的にクリア出来るような機能訓練を実施するなど、生活意欲の向上に資するサービス提供を実施します。

また、健康維持のためには食事（栄養）が重要なウェイトを占めると考えます。食に対する楽しみを継続していただくために季節ごとの特別メニューや手作りおやつ、バイキングなどの選択食を管理栄養士の考えた献立にて提供します。併せて水分摂取量の確認を行い、脱水症や熱中症予防にも取り組んでいます。ご利用者の中にはデイサービス利用日以外はコンビニ弁当や冷凍食品中心の食生活である方もいるため、サービス提供日以外の生活様式にも着目し、サービス利用日に全身的な健康チェックを行い担当ケアマネジャーとも情報を共有しながらトータルケアを行います。

【具体例】

- ・看護師、機能訓練指導員による機能訓練体操
- ・趣味や嗜好に合わせた選択制のプログラム提供（折り紙、囲碁、健康麻雀、運動レクなど）
- ・個別の障害や症状に配慮したケアや食事提供
- ・閉じこもりの解消・他社との交流・社会生活への参加を計画的に援助
- ・工作や軽作業による手指機能訓練
- ・生活機能総合改善機器によるリハビリ
- ・通信カラオケによる口腔機能訓練など

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

公の施設の管理運営を代行する指定管理者制度においては、指定管理料（委託料）を含む収支についての透明性が求められる事は勿論、ご利用者へ良質なサービスを提供するために効率的に支出されるべきと考えます。

指定管理者制度において当地域ケアプラザが運営する地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センターにおける良質なサービス提供の要は『人』であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占める事は必然であると認識しています。

本事業計画については前述通り、当法人の既存事業所からの『経験豊富＝勤続年数が長い』精銳スタッフを配属する予定である事から、人件費が割高になることは想定の範囲であると共に要検討課題であると認識しております。

したがって、当法人ではこの課題解決に向けて適切に対応すべく、予てより効率的な経費執行に取り組んできました。具体的には、本来は施設をご利用される皆様の快適性と安全性を担保するためには削減することが望ましくないと認識している、施設管理維持業務費の低額化への取組が挙げられます。

当法人ではスケールメリットを活用し様々な委託業務を法人一括で入札～決定する事で、サービスの質を落とすことのない支出減を実施、削減した費用を人件費のみならず、地域交流事業、生活支援体制整備事業や地域包括支援センター事業の充実を目指して、適切な事業費の予算編成やスタッフの研修等に係る費用に効果的に配分するなど、指定管理料を地域の皆様が必要とするサービスに効果的かつ優先的に配分する事で効率化を実現します。

しかしながら、これらの取組を行った上でなお事業運営に対して費用支出を要する事案が発生した場合には当法人で支出する所存です。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

当法人では日頃から適切な運営に向けて限りある予算を必要な事業に配分・執行することでさらなる良質なサービス提供を実現するために、各事業所管理職に留まらず、スタッフ一人ひとりが自ら経営感覚を持って行動するように指導しています。

具体的には消耗品の無駄遣い防止や光熱水費の徹底管理など、日々の小さな積み重ねを意識して経費を低額に抑える様々な工夫をしています。

また地域包括支援センターのケアプラン作成料や併設する居宅介護支援事業の収入を地域ケアプラザ全体の収入として捉え、地域活動交流や地域包括支援センター等を含む全体で収支バランスを図ります。

他の取り組みとしては設備・備品を大切に扱う意識をスタッフ一同が持つように啓発する事で少しでも長く使用できるように指導し、その上で経年劣化や来所された皆様が破損してしまった設備については可能な限り法人建設設備部職員（建物管理業務従事経験者）による補修を実施し、不要な支出を抑えるよう努めています。

なお、収入については地域活動交流におけるイベントに関し、全てを指定管理料で負担するのではなく、実費相当分を受益者負担としてご利用者に負担していただき、運営費の支出を抑えます。

また地域の団体や事業者と共に講座やイベント等を開催することで、地域団体等との連携をさらに深め、効率的な事業実施を図ります。

公の施設である指定管理制度における地域ケアプラザについては支出節減が求められると認識して、日頃から当法人が運営する地域ケアプラザでも積極的に取り組んでおり、これらのノウハウを適用して当地域ケアプラザにおいても利用料金の収支の活用及び運営費の効率性に役立てていきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

- ・「秋のケアプラザ祭り」において、当地域ケアプラザの機能・事業紹介や地域のイベント情報の周知を行いました。区内の作業所や商店、支援学校、中学校、施設利用団体の方々にもご協力いただき、一つの事に取り組めた経験により地域との一体感が生まれ「下瀬谷愛」「ケアプラザ愛」を育む土壤になっており、ネットワーク構築の礎になっています。
- ・施設利用以外にも廊下のスペースを「下瀬谷ギャラリー」として開放し、写真愛好者の団体や絵手紙、絵画サークルなどの作品展示を行う事でケアプラザをより身近に感じていただく工夫をしています。この取り組みがケアプラザに来所いただくきっかけとして機能しています。
- ・ケアプラザだよりにおいて、当地域ケアプラザの活動報告のほか、地域活動情報コーナーを設け、広く地域活動の周知を行いました。
- ・地域の一員として所在地の自治会に加入し、地域清掃などへ参加しました。また、自主的にケアプラザ外周の定期清掃活動を行いました。また、積雪時には周辺住民の通行時の危険回避の観点から広範囲に雪かきを実施し職員一人ひとりが環境整備の意識を高めました。活動中は通行人との会話なども積極的に行い、日ごろからの関係づくりに努めました。指定期間中に近隣住民とのトラブルや苦情は一切ございません。
- ・認知症キャラバンメイト連絡会を定期的に開催し、サポーター養成講座の実施について協力・支援しました。
- ・県立ひなたやま支援学校との関係の延長でパン販売以外にも洗濯・清掃活動の支援として法人グループ施設である特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑を紹介し、学習・就労支援に繋がっています。
- ・近隣小中学校との連携を深め、認知症サポーター養成講座や高齢者疑似体験、職業体験や職業理解講座など青少年健全育成にも協力しています。
- ・区内で唯一のサービスB事業所の立ち上げ支援を行ったケアプラザとして、2つのサービスB事業所には継続的に関わり、活動や申請手続きの支援をしています。
- ・福祉避難所としての役割を認識し区内で最初の開設訓練を実施しました。以後も毎年定例的に訓練を実施し職員の意識を高め、有事に備えています。
- ・せやまるタウンカレッジの趣旨に賛同し参加者の活動支援を積極的に行いました。その結果、ひきこもり当事者の居場所が新たに設置されるなど地域の福祉保健の発展に繋がっています。

- ・エリア内の社会資源とのネットワーク構築を積極的に行い、スポーツセンターとの共催事業開催や障害者自立支援協議会と地区社会福祉協議会の橋渡しなどをコーディネートしました。
- ・瀬谷区政50周年記念事業実行委員会に委員として参加し各種事業に協力しました。
- ・瀬谷区地域福祉保健計画の事務局として第3期の振り返りや第4期の策定に協力しています。

(2) 職員配置状況について

平成 28 年度から平成 30 年度までの指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

当該指定期間中の職員配置について異動・退職などによる不在期間は次の通りです。

平成 28 年度

- ・地域活動交流コーディネーター
8月14日～10月31日（79日間）
- ・生活支援コーディネーター
8月11日～12月10日（40日間）

平成 29 年度

- ・生活支援コーディネーター
4月1日～8月31日（143日間）
- ・包括加配職員
5月11日～6月31日（51日間）

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市下瀬谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域活動交流コーディネーター [REDACTED] サブコーディネーター等 [REDACTED] のうち賃金水準スライド対象人件費)	10,125,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域活動交流コーディネーター [REDACTED] サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	58,000
事業費(税込)	うたごえ広場、親と子のフリー広場、カフェアロハ等	300,000
事務費(税込)	福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料・涉外費・諸会費・車輌費・雑費等	3,680,500
管理費(税込)	・光熱水費 4,858,500円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 2,970,000円	7,828,500
指定額	小破修繕費 474,000円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
施設使用料相当額 ※2		△3,990,000
合 計		18,476,000

※1 : ①デイサービスあり(二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2 : 二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費 [REDACTED])	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費 (税込)	カフェアロハ、サードプレイス等	[REDACTED]
事務費 (税込)	福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料・涉外費・諸会費・車輌費・雑費等	[REDACTED]
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳（地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域包括支援センター職員等 [REDACTED] のうち賃金水準スライド対象人件費）	27,072,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域包括支援センター職員等 [REDACTED] のうち賃金水準スライド対象外人件費）	936,000
事業費（税込）	カフェアロハ、権利擁護事業等	30,000
事務費（税込）	福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料・涉外費・諸会費・車輌費・雑費等	2,000,000
管理費（税込）	・光熱水費 1,291,500 円 ・施設維持管理費（各種保守点検費）815,000 円	2,106,500
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	（介護保険収入等を充当する場合は記載してください。）	△2,814,500
合 計		30,086,000

※4 : ①デイサービスあり（二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ）

（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.375 人工）） + （地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数） + （地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	介護予防に関する自主事業	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,476,000	18,476,000	18,476,000	18,476,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	30,086,000	30,086,000	30,086,000	30,086,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	54,518,000	54,518,000	54,518,000	54,518,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,246,000	4,246,000	4,246,000	4,246,000
内 訳	居宅介護支援 事業	34,455,000	34,455,000	34,455,000	34,455,000	34,455,000
		通所系サービス 事業	120,356,000	120,356,000	120,356,000	120,356,000
	その他収入	1,625,000	1,625,000	1,625,000	1,625,000	1,625,000
収入合計(A)		215,200,000	215,200,000	215,200,000	215,200,000	215,200,000
内 訳	人件費	155,800,000	157,358,000	158,932,000	160,522,000	162,128,000
	事業費	16,704,000	16,704,000	16,704,000	16,704,000	16,704,000
	事務費	15,000,000	14,850,000	14,702,000	14,555,000	14,410,000
	管理費	10,560,000	10,560,000	10,560,000	10,560,000	10,560,000
	消費税等	1,013,000	1,024,000	1,035,000	1,046,000	1,057,000
	その他	5,220,000	5,220,000	5,220,000	5,220,000	5,220,000
支出合計(B)		204,297,000	205,716,000	207,153,000	208,607,000	210,079,000
収支(A-B)		10,903,000	9,484,000	8,047,000	6,593,000	5,121,000

団体の概要

(令和2年1月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん どうじんかい) 社会福祉法人 同塵会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒233-0016 横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式8同意書による）に使用します)			
設立年月日	昭和41年3月			
沿革	様式2 事業計画書 P.6 『沿革』 参照			
事業内容等	様式2 事業計画書 P.5 『2. 団体の状況』 参照			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	6,589,492,793	7,306,958,370	8,390,621,215
	総支出	6,408,144,207	7,385,535,127	7,699,862,421
	当期収支差額	181,348,586	△78,576,757	690,758,794
	次期繰越収支差額	1,390,685,908	1,312,109,151	2,002,867,945
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】045-304-1291 【FAX】045-304-1259 【E-mail】			
特記事項				